議会だより 屋久島

第47号
令和元年９月

写真提供：グループホームやくしま 様 （関連記事 裏表紙）

▼観光産業への緊急支援
豪雨災害からの復興に

補正予算の主な政策…2～3P

主な記事

■第２回定例会…… 2～ 5P
■常任委員会…… 7～ 8P
■一般質問…… 11～15P
■選挙管理委員罷免関係……21～26P

議会はこう審議しました

6月定例会

あらまし

6月12日から10日間の会期で開催され、補正予算案8件、条例案3件、承認案7件、契約案1件、報告2件、発委1件、その他案件4件、議員発議案4件が上程され、否決された4件の議員発議案の他は、すべて原案通りに可決された。

【本会議】6月12日・21日…議案審議
12日～14日…一般質問

【常任委員会】6月17日～20日

平成30年度 一般会計 補正予算　**7,960万円を減額し総額114億8,486万円に**

令和元年度 一般会計 補正予算

3億583万円の追加を認めました

（総額105億7,983万円に）

《他の補正予算》　簡易水道特別会計　8万円を減額し7億9,473万円、国民健康保険事業特別会計134万円を減額し19億508万円、介護保険事業特別会計　244万円を追加し14億3,355万円、船舶事業特別会計49万円を減額し7億6,785万円、後期高齢者医療事業特別会計　22万円を減額し1億6,266万円、とする。

表示金額は1万円未満を省略しています。

可決

観光産業の豪雨災害による風評被害解消のための費用　3千800万円

▼観光需要緊急対策事業費

《説明》

5月18日の豪雨災害で同月末4千人余りの宿泊キャンセルが出て、観光産業の経済損失は2億5千万円から3億円に上り、島内経済は大きな打撃を受けました。

風評被害を解消するため、緊急的に観光事業を喚起し、従来どおりのハイシーズンにおける経済効果が得られるように事業を実施します。

内容は、1泊5千円の宿泊費助成、旅行会社等でお得なプランの販売、ポスター、ウェブプロモーション等の実施で、ノウハウとネットワークを有する業者へ委託するものです。

《定例会での質疑》

真辺真紀議員　この事業を実施するにあたり参考にしたという、熊本震災後の『九州ふっこう割』と九州北部豪雨後の『ふくおか応援割』（観光客回復対策事業のサービスの名称）の経済損失額と対策をしたことによる収益の実績額は。

観光まちづくり課長　把握していない。

真辺真紀議員　3千800万円という金額を一般財源から出すのだから、実際に導入したところの実績を検証して、議会に提案していただきたい。観光業の方に、町が3千800万円も出して対策をとることを発信した時に、その効果について答えられないではないか。

【補正予算とは】すでに成立した予算に、追加・変更を行う予算。議会の議決が必要。

可決

旧小瀬田中学校特別教室解体工事費　550万円

《説明》

旧小瀬田中の特別教室にはアスベストが含まれており、その調査のため解体が遅れました。木造で壁も朽ち果てて危険な状態であり、すぐ横に小瀬田小学校もあり、台風前までには解体をする予定です。

《定例会での質疑》

小脇清保議員　アスベストは、平成18年頃に問題提起があり、各自治体も全ての公共施設については処理済みのはず。それを今工事するというのは、上屋久町に業務怠慢があったのではないか。早急に処理すべきだ。

《総務文教常任委員会での質疑》

榎　光徳委員　現地を見たら相当なシロアリで大変な状況だ。解体した後に他の所にシロアリの影響は出ないのか。

政策推進課長　シロアリについては確認して配慮したい。

【質疑とは】提出された議案について不明点・疑問点等をただすこと。

可決

消防団に配備する消防ポンプ自動車購入費　2千123万円

《説明》
消防団中央分団楠川班に配備している消防ポンプ自動車の更新です。指名競争入札6社。鹿児島森田ポンプ株式会社が落札。

《定例会での質疑》

岩川修司議員　辞退した2社の中で1社はいつも辞退する。理由は。

総務課長　確認していない。

岩川修司議員　精査する必要性は。

総務課長　今後検討したい。

日髙好作議員　高額な買い物をするのに、何らカタログなり、物品の装備などが示されていない。それで判断をというのはどうなのか。資料の提出をお願いしたい。

岩山鶴美議員　（更新前の車は）廃車か。

総務課長　廃車予定だ。

小脇清保議員　同じだ。執行部としては何か疑義を持つことはないか。

総務課長　入札は適正に行われている。

落札業者は毎回

可決

尾之間保健センターの屋根防水工事費　1千100万円

《説明》
昭和63年度開設以来、一度も行っていなかった屋根の防水工事をするものです。

可決

本庁舎・出張所の宿直守衛業務の人件費の追加　367万円

《説明》
新庁舎設計の段階から、屋内消火栓の操作並びに屋外消火栓の操作に最低2名は必要となっており、夜間緊急事態が発生した場合の初期対応のため、本庁の守衛は、日々2名を確保しておく必要があります。2名分の予算計上を失念していたための追加です。宮之浦、安房、尾之間出張所も含めると、庁舎の守衛業務に必要な人数は合わせて10名となります。

《総務文教常任委員会での質疑》

総務課長　本庁の屋内、屋外消火栓の操作に2名必要であったため、日々2名を配置する。本庁だけで4名となる。

真辺真紀委員　消火栓を（1人で操作できるものに）変更することはできないのか。（出張所も含めて）宿直の業務にかかる人件費が10名分、10年経ったら相当な額になる。消火栓の取扱いだけで毎日1人多く配置しなければならない点は検討を。

総務課長　機構改革により、本庁のみが外線の電話を受けて対応することになったこともあり、2人体制が必要と考える。守衛に係る経費の将来的な削減は、旧庁舎の利活用によっては、守衛の減も一部出てくるだろう。

6月定例会 つづき

【質疑とは】提出された議案ついて不明点・疑問点等をただすこと。

※記事内の発言は抜粋要約しています。詳細は議事録をご覧ください。

総括質疑

学校空調設備の進捗は

大角利成議員　幼稚園、小中学校の空調設備の整備事業の進捗は。

教育振興課長　工期が終了し、成果品の提出を受けている。現在建設課で精査作業中。

基金の穴をどう補填するのか

真辺真紀議員　山岳部保全対策費の310万円と2千748万円は、山岳部環境保全基金から取り崩しているが、今後基金に返していく予定は。

観光まちづくり課長　310万円は不祥事でバス会社に支払う予算がなく補正予算を組んだが、当事者の弁済金で賄えたので減額した。積立金の2千748万円の減額は、不祥事によるものだ。

真辺真紀議員　横領額の補填のための基金取り崩しは、目的外の使用になる。いずれは基金に返さなければいけないお金だ。基金に穴をあけたままにしておくのか。これからどういうふうに、取り崩してしまったものに補填していくのかをお伺いしたい。

副町長　基金の繰り越し金で補填をするのは、この事業の本来の目的から間違いではない。入山協力金が不足する中、どう補填、補償するかは、協力金をどのように確保するのか、最終的に一般財源で補填もするのか否かは、しかるべき時期に、方針を相談したい。

輸送コスト支援の減額理由は

真辺真紀議員　輸送コスト支援事業費の減額526万円の理由は。

産業振興課長　各事業所から提出された実績に伴う補助金の減額。

大角利成議員　単に輸送物品の減ということか。

産業振興課長　各事業者の年度当初の計画よりも実績が少なかった。事業が始まって数年たち周知はできていると思う。海上運賃だけが補助の対象であること等細かい周知は充実したほうがいい。

本庁舎引越し作業の職員の対価

日髙好作議員　本庁舎の移転で、職員の方々が大型連休中に引っ越しで大変御苦労された。休日出勤の対価の取り扱いは。

総務課長　代休措置にしている。

日髙好作議員　では、年休の消化率は全体で何%ぐらいか。

総務課長　依然として余りよくない。代休措置は心苦しいところ。

日髙好作議員　年休の消化率もそのような状態の中で、代休で全て対応しなさい、ということ自体が私はおかしいのではないかと思う。予算の伴うことだが、職員の士気にもかかわるので、払うべきところは払うという、町民に対してもはっきりと言えるだけの根拠を持って示すべきではないか。

総務課長　そのことは十分理解をしている。今後、検討する。

屋久島高校の維持に対策を

小脇清保議員　地域未来留学ネットワーク負担金の説明を。

政策推進課長　これまで屋久島町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、屋久島高校の維持に取り組んできたが、昨年入学者が少なくなり学級減となった。地域未来留学ネットワークに参画し、島外からの入学者を募る催事を予定。その加入のための負担金。

小脇清保議員　屋久島高校の定員割れは以前から。これぐらいの補助金で解決するとは思えない。新しい科を作って留学生を呼ぶなど、検討を。

バス停待合所の管理者は不明確

小脇清保議員　（岳南中前バス停待合所建設費について）バス会社に幾らか出してくれないかと交渉したのか。

教育振興課長　通学バス専用のバス停なので話はしていない。

小脇清保議員　補助金を払って通学バスを通してもらっている。受益者負担の立場でいくと、バス会社も応分の負担をしてくれないかという交渉ぐらいはすべき。

岩川修司議員　待合所は最初は町が建築したのか。

教育振興課長　はっきりしない。待合所には、町が設置、集落で設置、PTAや保護者が設置したものがある。以前に、バス会社はバス停を設置、管理はするが、待合所を設置することはないとのバス会社の回答があった。

北部地区でバス待合所の管理を教育委員会がしている例がある。待合所のリスト化をし今後の管理などにつなげていきたい。

楠川橋の被災要因に森林伐採？

榎　光徳議員　城の川橋、旧橋、片側通行になって久しいが、どうなっているのか。

建設課長　城の川橋は、橋梁点検を行い本年度の社会資本整備事業で補修を考えている。

榎　光徳議員　先般の楠川城まつりで、子供みこしが、片側通行で城の川橋が危険だということで、迂回した経緯もある。早く復旧を。楠川橋は、歩道として楠川の人たちが利用する。利用度も高い。橋の災害復旧の見通しは。

建設課長　7月末の災害査定後、橋梁の復旧を行う。

榎　光徳議員　今の幅員での復旧を。橋のすぐ上に、夏に子供たちが水泳をする場所があるが、今は

左上5頁へ続く

右下4頁から続く

非常に危険だから、危険防止のための対策をしていただきたい。

真辺真紀議員　楠川の古い橋が壊れたのは、雨量だけの問題ではないと思う。原因を検証したか。

建設課長　あの大雨で、右岸側の橋台にものすごく流れが来て橋脚が傾き、またその流れが右岸に行き、橋を支えていた橋台が土手と一緒に破損していったと考えられる。大雨が原因にはなると思う。

真辺真紀議員　あの上流域の森林は、非常に広大な面積でスギの皆伐がされている。周辺の住民から、これで水害が起きないだろうかと言われて現地を見た。皆伐により、水が川に一気に流れ込んだということが、災害に直結していないか。宮之浦川の上流も同じ状況と聞く。永田川の土面川災害も記憶にある。町として、上流域の森林がどうなっているか検証して林野庁と協議し、災害を未然に防止することをしていくべきではないか。

建設課長　詳細に調査し原因になったかどうかを突き止めていく。

口永良部島の水道復旧は？

寺田　猛議員　豪雨災害で、口永良部島の水道復旧を自衛隊に要請して直していただいた。水道の事業導入の予定があるが、今回の導水管の設置は仮設か。

生活環境課長　山合いに導水管を伝わせているのは本来ではない。新しく事業に入り、新たな取水口を設置する計画をしている。

留学生親の相談を受ける体制を

小脇清保議員　（山海留学に係る損害賠償請求事件の損害賠償額を定め和解する件）法務専門員に相談して勝ち取ったという顕著なところはどこか。

町長　和解なので勝ち得たというところは出にくいが、法務専門員が指定代理人として法廷に出ていただいたので、通常かかる裁判の費用（着手金等）が要らず、毎月の報酬で済んだことが一番大きなメリット。出廷費用も保険の対象で、ほとんど経費がかからなかった。

小脇清保議員　第5条に、議会の意向も考慮しつつ抜本的に見直して検討するとあるが、当方から和解のときに申し出たことであれば、今後は議会の意向も十分に考慮して進めていただきたい。

総務課長　町から、今年度末までに責任の所在を明らかにするという申し出をした。

真辺真紀議員　この裁判がなぜ起きたかを振り返ると、暴力そのものではなくて、町の対応そのものが、初動で間違えていたからだ。

その点に関して具体的な対応策があるのか。例えば、里親、町、集落のサポーターさんでは負えないような相談があって、里親や実親が直接町や教育委員会に相談をしたいと申し出てきたときにきちんと対応してくれる構えがあるのか、が第1点。

また、里親さんのためのマニュアルに、『病気やけがの治療等に要した経費については、基本的に実親負担となりますので、事前に実親と確認をしておく必要があります』と記載されているが、病気やけがの治療費のことに関しての説明は、実施主体でしていただきたいが、どうか。

教育振興課長　これからも相談の対応はきちんとしていく。けが、病気のときの保険対応の説明は、令和2年から実施主体である屋久島町が窓口になって面接するので、そういう場所を利用して説明していく。

真辺真紀議員　初動において、当時の教育総務課は対応していたと言われたが、実際は、町に実親さんが相談をしたいと言っても、町に相手にされなかった、と関係者から聞いている。

町の教育委員会だったら話を聞いてもらえるのではないか、と普通は考えると思う。今、責任の所在について議論の真っ最中だが、相談が来たときには、まずお伺いしましょうと、そういう姿勢が大事なのではないか。

討論

平成30年度屋久島町一般会計補正予算（第8号）の専決処分事項報告承認について

▽反対者の発言

真辺真紀議員　（山岳部環境保全基金を取り崩した額の穴埋め方法について）今から議会と考える、というのは非常に納得できない。（基金に繰り入れる入山協力金は）まだ公には収受できておらず、財源は明らかに不足してくる。ということは、一般会計から持ち出しをしないといけなくなる。そういう今後のことが決まってない費用を承認できない。

小脇清保議員　（入山協力金の）これからの収受も、どれくらい収受されるかの見通しもなく、今後、議会と相談しながらというのは、もってのほか。

▽賛成者の発言

石田尾茂樹議員　もともと一般会計から繰り入れながら事業をしていたということで、この事業を、結局、善意のお金で集めて、それが成り立っていたという中では、なら、これをどうするのかということでは、やはりしっかり町が示して議会にきちんと諮っていくという意味で私は理解しております。

採決

賛成11名　反対4名

本件は承認することに決定。

常任委員会

【常任委員会とは】町の仕事は様々な分野にわたっているので、2つの常任委員会が分担して本会議の前に事前審査をしています。最終的な意思決定は本会議で行われます。請願と陳情の審査もしています。

【質疑とは】提出された議案ついて不明点・疑問点等をただすこと。

総務文教常任委員会

所属議員

委員長 寺田　猛　高橋義友
副委員長 相良健一郎　渡辺千護
岩川俊広　岩山鶴美
榎　光徳　真辺真紀

付託された3件の議案をすべて原案の通り可決しました。質疑を抜粋要約して掲載します。

質疑

学校施設の補修予算が先だ

真辺真紀委員　学校施設長寿命化計画策定業務に174万円計上されているが、補修する計画のほうが先ではないか。中央中学校は床上まで浸水、雨漏も直りきらない。小瀬田小学校の屋上の扉はもう何十年も交換してもらえない。学校の施設は避難所にもなる。長寿命化計画を策定するどころか、補修費用に回さなければいけない現状ではないか。

教育振興課長　大変多くの修繕要望、修繕箇所があり、大規模改修をしているが追いつかない。長寿命化計画を策定し、改修も進めていく。

真辺真紀委員　新しい庁舎が建ってよかったね、という一方で、教育の現場は雨が降ったら床がぬれて誰かが転びそうになっているという現状。保護者からは、何度も修理をお願いするが、予算がないという一点張りで聞いていただけないとの声があがっている。

岩山鶴美委員　学校の施設を回るのは誰がどのぐらいの頻度か。

教育振興課長　施設担当と教育委員で4か所、教育委員会事務局で4か所の年8か所を訪問し確認する。1年間で全学校は回れない。

岩山鶴美委員　予算がない予算がないでは、教育の現場はかわいそうだ。1年間に各学校を回ってチェックしていただきたい。

町の貯金が減って厳しくなる

□解説□　町は、災害などの不時の支出や、収入が減った時に備えて、積み立てをすることになっています。『財政調整基金』といい、家庭の預貯金にあたります。

この貯金に回すお金が、だんだんなくなっています。理由は、町の収入の4割も占める国からもらうお金（地方交付税）が減ってきたからです。

平成19年に上屋久町と屋久町が合併してしばらくは、2つの町の分のお金がもらえていましたが、合併15年後には、1つの町の分として計算されるので額が少なくなります（1本算定）。

平成31年3月31日現在、屋久島町の借入金は、120億円あり、硬直化した財政状況にあります。

岩川俊広委員　財政調整基金に毎年2億円前後を積み立ててきたが、今回の積み立ては1億4千万円だ。合併して10年過ぎたら地方交付税もしだいに少なくなってくる。来年4月から一本算定になるということは、さらに減少するということか。

政策推進課長　そうなる。

岩川俊広委員　財政調整基金への積み立ても、今までみたいにはいかないということか。

政策推進課長　おっしゃるとおり。厳しい時代がやってくるので、より節減が求められる。

総務課長　財政調整基金に今回1億4千万円積んでも、30年度末の残高から既に2億減少し、21億円になる。令和2年度から1本算定になると、また今年より落ちる。なかなか厳しくなってくる。

岩川俊広委員　公共施設整備基金の8億数千万円の積立金の目的は。

総務課長　公共施設等の整備、大規模修繕等に充てるための積み立てで、昨年から船舶の建造に充当、今回は光ファイバーケーブルの敷設経費にも充当。大きな公共施設の修繕整備にも充当していく計画。

スクールバス検討 議事録公開を

真辺真紀委員　スクールバスの検討委員会の議事録がいまだにホームページで開示されていない。初回の会議は昨年の12月だった。スクールバスに乗せたいと思っている保護者は注目している。

教育振興課長　議事録を上げる決裁は済ませている。確認する。

給食センターの内情把握を

高橋義友委員　北部南部の給食センターの視察を教育委員会はしているか。

教育振興課長　給食センター単独の訪問はしていない。調理場を教育委員会で単独事業の中で見ることはなく、学校訪問の折に、見させていただいているのが現状。

高橋義友委員　給食センターに入って職員の声を聞くとか、所長さんと話することはしてないのか。

教育振興課長　調理場の要望や話が、私どもや教育長の耳に入ってくるような体制は従来通り。

高橋義友委員　給食センターの人員が辞めて、誰かいませんかという、行政無線の放送をしょっちゅう聞く。給食センターの内部事情を教育長が把握しているのか。使われる人の声を聞いて、どんな状態になって辞める人が多いのか教育委員会は把握する必要がある。

教育振興課長　議員が言いたいところは聞こえてきている。その辺の理解は教育長もしている。

左上7頁へ続く

右下6頁から続く

産業厚生常任委員会

所属議員
委員長 石田尾茂樹　小脇清保
副委員長 上村富士高　岩川修司
下野次雄　真辺有次
日髙好作　大角利成

付託された8件の議案をすべて原案の通り可決しました。質疑を抜粋要約して掲載します。

質疑

水道料金の値上げ

□解説□　10月1日から水道料金が値上げされます。一般用の水道使用水量のすべての区分で一律20円の増額で、基本料金は据え置き。船舶用の水道料金は据え置き。

下野次雄委員　原の住民は水道料金と同じだけ農業集落排水使用料金が加算されてくる。

生活環境課参事　原集落は条例改正も必要。集落と話し合いもして早急に決定する。

大角利成委員　原地区は当時、浄化槽の維持管理料とほぼ同じ程度だとの試算で、農業集落排水の導入をOKした経緯があるが、現在の浄化槽の維持管理料は当時からすると安くなっている。そのことも踏まえ検討を。

岩川修司委員　当時の町の担当が水道料金に等しい使用料金の提示をしてきたので、山水を引いていれば浄化槽よりも安くなるだろうと（集落排水に賛成した）。

生活環境課参事　他市でも（下水道料金は）水道料金と同じとなっているが、当初の事情も加味しながら進めたい。

下野次雄委員　船舶用の水道使用料金を据え置く理由は。

生活環境課参事　諮問委員会で船舶用は検討の対象にしていない。

下野次雄委員　水道の財政が逼迫しているので10月1日からの水道料金の値上げは理解するが、同時に島外からの船舶の給水も値上げするのが妥当だ。船舶に給水する売り上げの年間金額はいくらか。

生活環境課参事　150万円位。

大角利成委員　船舶用水道料金は一緒に値上げすべきではないのか。

生活環境課参事　今後検討する。

真辺有次委員　飛び込みで来る島外の船に入れる水の料金の方を高くするべき。

下野次雄委員　10月1日から船舶用も一緒に値上げをするのは無理なのか。

生活環境課参事　（手続きの）時間的にどうかというのがある。

下野次雄委員　原の集落排水の条例改正と並行して、船舶用給水についてもできるのであればしていただきたい。

大角利成委員　島民は水道料金が高いという認識があるが、熊毛の他地域と較べたら安いんだよ、ということを周知しないといけない。

生活環境課参事　屋久島の水道料金は、今回値上げをしても、熊毛1市3町の中でも一番安い。そのことを、町報あるいはホームページで周知をしていきたい。

討論

屋久島町給水条例の一部改正について

▽原案反対者の意見

大角利成委員　住民の水道料金を上げて、船舶用の水道料金は上げないということは理解できないので、反対。

採決

起立多数。原案のとおり可決すべきものと決定。

登山道トイレのし尿搬出は？

下野次雄委員　登山道にあるトイレが満タンになっていると聞いている。（し尿搬出の予算のあるなしに関わらず）入山すればトイレは使っているわけだが、対応をどうするのかの計画案は。

観光まちづくり課長　入山する人たちの協力金で処理に当たりたい。

下野次雄委員　入山協力金を集めてはいるけれどもそれに見合う金額が集まっていないというのが現状だと理解するが、し尿をポリバケツに保管して脇に貯めるのにも人件費が絡んでくる。それを人力で搬出させるのには、もっと予算が必要だと思うが、順調にいくように検討しているのか。

観光まちづくり課長　課内でも協議をしている。

小脇清保委員　最近の入山協力者からの、収受はどれくらいか。

観光まちづくり課長　4月から今、入山協力金については積極的には収受してないが、個人から300万円、1千100万円の大口寄附があった。

大雨時の荒川と白谷の入山規制

岩川修司委員　荒川線のシャトルバスは、大雨になる可能性がある時はストップするのに、白谷へは行かせている。白谷から縄文杉に登らせている。どう思うか。

観光まちづくり課長　ヤクスギランド荒川線は、バス運行の管理者である県と協議して判断を出すが、白谷はシャトルバスが走っていないので、判断は難しい。

岩川修司委員　荒川線のシャトルバスが運行をやめたのなら、町は、白谷もやめましょうと連絡をとるべきだ。

観光まちづくり課長　今、仮復旧の暫定的なものなので検討する。

ごみ処理後の炭化物と豆炭は

□解説□　ゴミを処理すると、炭化物が出て、それを処理すると豆炭が出来ます。豆炭は燃料になります。現クリーンサポートセンターは、この豆炭が有効活用でき、廃棄するものがないゴミ処理施設として建設されました。

しかし現実は、島内に豆炭を使うところがなく、島外に搬出するにも莫大な費用がかかるため、炭化物とともに島内に貯まる一方となり、保管先にも苦慮しています。最近、購入先が見つかり少しずつ搬出できるようになりました。

下野次雄委員　豆炭の残量と炭化物の残量は。

生活環境課長　炭化物は、有価物

裏8頁へ続く

表7頁から続く

常任委員会

つづき

で一部は出しているが、まだ尾之間（の旧焼却場）に、4百㌧～5百㌧は残っている。豆炭は（売るために）粉砕するのか等を協議している。量的には千㌧近くあり、減っていかないというのが現状。

下野次雄委員　有価物として、月単位でどれくらい出しているのか。

生活環境課長　20㌧程度。キロ1円。

下野次雄委員　幾らかの足が出ても、処理されていくほうがよい。新しく出る有価物の分だけでも処理できるよう交渉できないか。

生活環境課長　5年間の長期契約、基本契約を結んでいる。少しずつでも延ばせるよう交渉する。

下野次雄委員　クリーンサポートセンターを新しくする時には、ゼロからスタートしようと言ってきた。努力していただければありがたい。グラウンドのあそこに野積みしている豆炭の解決策を協力体制をとってやってほしい。

生活環境課長　今の分の処理を第一目標に、重点的に協議している。なかなか答えが出ないが鋭意努力する。

ごみ分別の説明会　全地区回る

岩川修司委員　ごみの分別審議会を開く予定は。

生活環境課長　廃棄物減量等の推進審議会の1回目が秋ごろになる。

岩川修司委員　ごみ分別は、指導しないと、紙ではわかりづらい。

生活環境課長　全地区を回り、ごみの分別、疑問点など意見を伺い、新しい施設のことも伝えていく。

介護保険料　低所得者に厳しい

下野次雄委員　（介護保険料率を低所得者層について軽減するが）低所得者に手厚くない。年金額も少ないのに基本どおり介護保険料は引かれている。非常に厳しい。国や県に物申すことがあれば、話を伝えてほしい。

健康長寿課長　そういう機会があれば発言をしていきたい。

外国語の通訳は常時雇用を

小脇清保委員　インバウンド（訪日旅行客）の通訳は、常時雇用がいいのではないか。

観光まちづくり課長　毎年置いている。月額賃金22万円で交通費7万千円。継続して勤めてもらうようにしている。

小脇清保委員　翻訳機もあるがこういう親切なやり方は必要だ。

外国人旅行者用の翻訳機を

日髙好作委員　インバウンド（訪日旅行客）の補助金事業の成果は。

観光まちづくり課長　多言語翻訳機の導入、和式トイレを洋式に変えるなど6件申請がある。

日髙好作委員　郵便局で、外国の方が英語が通じず諦めて帰っていかれた場面があった。郵便局などに翻訳機を購入してもらうよう申し入れたらどうか。また、空港に降り立っても全然歓迎ムードもない。観光の町を言う割には（外国の方に対して案内等が）不親切だという声もある。町全体で歓迎ムードをつくっていく音頭取りをしていただきたい。

観光まちづくり課長　白谷雲水峡、ヤクスギランドでは、多言語の翻訳機を置いて対応している。今回は自然館の予算を計上した。郵便局、銀行ではどんな対応しているのか確認したい。空港、港の受け入れは、観光立町と言っているので、そういうところも細かに見ながら体制を整えていきたい。

高齢者福祉バス券の申請を楽に

大角利成委員　高齢者福祉バスのバス券の発行を、今回出張所でもやってもらったが、限られた日1日だけで、その日いなかった住民は非常に不便を感じている。常時、各出張所等で高齢者福祉バスの申請を受付られないのか。

福祉支援課参事　町民課とも話をして考えていきたい。代理申請もできるので、お世話される方々に頼んで福祉事務所まで持って来ていただくこともできる。

大角利成委員　代理申請ができるのであればなおさら、出張所で、職員が面倒見てくれれば、助かる。良い制度で皆さん喜んでいるから、交付にわざわざ遠方まで行かなくてもすむような対応を。

婚活イベントでカップル5組

小脇清保委員　婚活イベントの実績は。

観光まちづくり課長　事業費総額が176万円で、カップルの成立は目標の5組を達成。参加者は、島内男性11名、女性が関西から5名、福岡から3名、島内が3名。最終的にまとまったというのは聞いてない。

小脇清保委員　屋久島トラベル（に支払う）の142万円の内容は。

観光まちづくり課長　交通の福岡、伊丹便の予約などの委託。

民有地の災害復旧工事費の負担

小脇清保委員　土木費の道路維持費550万円は屋久島山荘の崖崩れのことか。

建設課長　そうだ。測量設計委託だ。

小脇清保委員　崩れている所は個人の土地なのに町に責任があるのか。下に道路は走っているが。

建設課長　町有地までは町でする。上の法面、法面から上の設計にかかった費用は屋久島山荘で払って下さいと、口頭だが了解を得ている。

門野医院跡の診療所開設は？

大角利成委員　門野医院跡の備品購入費があるが、町立診療所として使用するのか。

健康長寿課長　町立診療所ではない。建物は町有で、最低限の診療環境のエアコンと待合所のテレビを購入。開設する医師と協議をした上で新規開設の申請を県にする。約1カ月から2カ月程度かかる。

令和元年6月定例会 第2回臨時会 審議した議案とその結果

今号の記事に一部含まれる議案	上程された議案・概要・結果 ○は賛成　●は反対　ーは欠席	結果	真辺 真紀	相良健一郎	岩山 鶴美	上村富士高	大角 利成	渡辺 千護	石田尾茂樹	榎 光徳	真辺 有次	高橋 義友	小脇 清保	日髙 好作	下野 次雄	寺田 猛	岩川 修司	岩川 俊広
	繰越明許費繰越計算書の報告について	報告	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※
	事故繰越し繰越計算書の報告について	報告	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※
	屋久島町税条例の一部改正に伴う専決処分事項報告承認について	承認	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※
★	平成30年度屋久島町一般会計補正予算（第8号）の専決処分事項報告承認について	承認	●	○	○	○	○	●	○	○	○	○	●	○	●	○	○	※
	平成30年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分事項報告承認について	承認	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※
	平成30年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分事項報告承認について	承認	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※
	平成30年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第6号）の専決処分事項報告承認について	承認	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※
	平成30年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分事項報告承認について	承認	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※
	平成31年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分事項報告承認について	承認	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※
★	財産の取得について（消防ポンプ自動車）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※
	屋久島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※
★	屋久島町給水条例の一部改正について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※
★	屋久島町介護保険条例の一部改正について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※
★	令和元年度屋久島町一般会計補正予算（第1号）について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※
	令和元年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※
	令和元年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号）について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※
	令和元年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※
	令和元年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第2号）について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※
	令和元年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第1号）について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※
	令和元年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※
	屋久島辺地総合整備計画の変更について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※
	口永良部島辺地総合整備計画の変更について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※
	30災2号上屋久永田港災害復旧工事（1工区）請負契約の締結について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※
★	損害賠償請求事件の損害賠償額を定め和解することについて	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※
★	令和元年度屋久島町一般会計補正予算（第2号）について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※
★	屋久島町選挙管理委員濱﨑勝秀君の罷免決議について	否決	○	●	●	●	●	○	●	●	●	●	○	●	○	●	●	※
★	屋久島町選挙管理委員佐々木義政君の罷免決議について	否決	○	●	●	●	●	○	●	●	●	●	○	●	○	●	●	※
★	屋久島町選挙管理委員永野武君の罷免決議について	否決	○	●	●	●	●	○	●	●	●	●	○	●	○	●	●	※
★	屋久島町選挙管理委員中村篤男君の罷免決議について	否決	○	●	●	●	●	○	●	●	●	●	○	●	○	●	●	※
	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請について	採択	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※
	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度充当に係る意見書案について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※
★	船舶建造工事請負契約の締結について	原案可決	●	○	○	○	○	●	○	○	○	○	●	○	●	○	○	※

【※】議長は議事進行を行うため賛否表明はしません。

町民の声を町政に

●●●●●●●●●○○○○○○○○

９人が質問しました

一般質問

一般質問とは、議員が町長などに、町民のための町政運営を進めているかを問い、チェックするものです。この記事の内容は質問した議員本人の責任において、質問および回答をまとめたものです。通告順に掲載しています。会議録は、議会事務局、町図書室、各集落公民館で閲覧することができます。ご覧ください。

●このような質問をしました●

防災	防災対策について
	豪雨災害について
新庁舎	新庁舎の屋根は安全か
	新庁舎建設の経済効果は
	工事中のクラック補修を町が負担した理由は
	新庁舎入口の石碑を何故入札なしで発注したのか
	旧役場支所庁舎の利活用について
	機構改革について
暮らし	町内浄水場の管理は十分か
	集落未来創生事業について
	門野医院閉院後の対策は
	少子高齢化についての取り組みは
	特定空き家の処理を急ぐべき
産業	水産振興について
	近海資源等のＰＲについて
福祉	巡回バスや乗合タクシーの導入は
環境	花いっぱい運動展開の考えは
	自然環境対策について
	一湊海水浴場の環境整備は
	一湊滝の川橋から湊橋までの環境整備について
その他	来年は小杉谷閉村 50 年だが
	次期町長選挙に立候補の考えは
	フェリー屋久島２新船建造計画は
	懲罰委員会の在り方
	アルソック入金機の導入について

議会動向

令和元年６月～８月

６月	
６日	熊毛地域農政企画推進会議（西之表市）
７日	屋久島高校文化祭
12 日	第２回定例会開会（～ 21 日まで）
18 日	県体熊毛地区大会結団式
26 日	観光推進実行委員会総会
	屋久島山岳部保全利用協議会臨時総会
27 日	空港利用対策協議会
	土埋木対策協議会
７月	
１日	金岳小学校落成式
２日	公立高等学校学校生徒募集定員策定等に係る地区説明会
４日	熊毛地区消防議会臨時会
６日	海開き（一湊海水浴場）
	ＯＷＳリハーサル大会（一湊海水浴場）
11 日	正副議長研修会（鹿児島市）
13 日	海開き（春田浜・栗生海水浴場）
18 日	屋久島高等学校振興支援委員会
21 日	種子島・屋久島航路高速船就航３０周年セレモニー
26 日	青森ねぶた　～２７日
29 日	第２回臨時会
８月	
７日	熊毛郡町議会議長会定期総会（鹿児島市）
	種子屋久議員大会臨時総会
８日	市町村議会議員研修会（鹿児島市）
20 日	社会福祉協議会との意見交換会
28 日	議会広報研修会

真辺有次（まなべゆうじ） 議員

花いっぱい運動展開の考えは

町長／展開してまいりたい

問 町民の和やかな暮らしや観光客を温かく迎えるにはきれいなまちづくりが必要だ。その一環として、町内全域で花いっぱい運動を展開するつもりはないか。

町長 町民のご支援ご協力をいただきながら展開してまいりたい。

特定空き家の処理を急ぐべき

町長―解決できるよう努める

問 点在する特定空き家（所有者・管理者・相続人等不明で長年放置されている空き家）の早急な処理はできないか。

町長 空き家対策委員会で特定空き家に該当すると判断された場合は解決が図られるよう努める。

来年は小杉谷閉村50年だが？

町長―記念事業を開催する

問 来年は小杉集落閉村から50年節目の年だが何らかの記念事業を実施する考えはないか。

町長 屋久島森林管理署が主催、屋久島町がバックアップして記念事業の開催を予定している。小杉谷集落は屋久島の林業史を語るうえで欠くことのできない地区である。本町としても積極的に取り組んでまいりたい。

次期町長選挙に立候補の考えは

町長―立候補する決意である

問 今年10月で任期満了に伴う次期町長選挙に立候補の意思を含めて、現時点での考えは。

町長 立候補する決意を固めたところである。

石田尾茂樹（いしだおしげき） 議員

防災対策について

町長／町内の福祉施設・介護団体を組織するALIVE屋久島などに内容を提案し協力を求めていく

問 災害発生時の介護施設等の入所者の避難所への受け入れは。

町長 福祉避難所の制度は、高齢者・障害者・乳児・妊婦などの中で特に配慮を要すると判断された場合、安全に受け入れを行う制度で、要援護者が民間の入所施設を利用することができるよう協定を結んで対応したい。

問 災害発生時の避難所の非常電源の対策及び発電機等の燃料確保は。

町長 避難所として45カ所を指定している。施設内に非常用発電機が整備されている施設は、吉田ふれあい館と口永良部島の番屋ケ峰避難所のみである。整備が行き届いていない状況にあり、南海トラフ地震など大規模災害発生も予想されており、緊急性・優先度の高い施設より整備を進め、発電機への燃料給油は必要不可欠であり、石油販売店との協定の締結を検討する。

自然環境対策について

町長／自然環境に負荷がかかっていると認識している

問 白谷雲水峡への車の乗り入れを規制し、自然保護及び負荷軽減対策としてシャトルバスの運行を実施すべきでは。

町長 白谷雲水峡は、屋久島を代表する観光スポットとして多くの観光客が訪れており、シャトルバス運行前の縄文杉登山口の状況に近くなっている。旧宮之浦支所の利活用についてはシャトルバスの発着所として利用できないかとの意見もあり、一つの選択肢として検討していく、山岳部に入るものは、全てシャトルバスにしていくのが屋久島の本来の姿だと思う。

水産振興について

トビウオの商品開発と販路拡大を図るべき

問 トビウオの商品開発と販路拡大を図るべき

町長 漁協とも連携を図り、取り組みたい。

高橋義友（たかはしよしとも） 議員

町内の浄水場の管理は十分か

町長／水道法の規定に基づき維持管理をしている

問 浄水場は、河川から取水した水を浄化・消毒し、各家庭に供給するための水道施設であり、水道システムの根幹をなす公共施設でもある。

屋久島町内各集落にはたくさんの浄水場があるが、どのような管理の体制になっているか。

町長 各浄水場には門扉・フェンス等を設置し、施錠をし適切に管理している。また、水道管理人や委託業務職員を任命し毎日の保守点検、維持管理を行っている。

問 浄水場にカメラを設置できないか。

町長 今後、防犯上、犯罪抑止力の面からも必要と思われる。整備事業を進める上で事業採択された場合には順次設置できるように検討をしていく。

一湊海水浴場の環境整備は

町長／海水浴シーズン後に着手する

問 海水浴シーズン、そしてOWSリハーサル大会、本年の7月6日にあるが、それに向けての会場設備は現状のままでいいのか。

町長 来年開催の国体OWS、大会会場となる一湊海水浴場は、毎年1万人を超える町内随一の海水浴場である。場内各施設の老朽化が進んでいるので、県の地域振興推進事業補助金を活用し会場整備に着手していく。

【その他の質問】

一湊入口の滝の川橋から湊橋までの環境整備について

町長 今後、財政的なものも含めて、集落の意見も聞きながら総合的に検討していきたい。

一湊海水浴場

大角利成（おおすみとしなり） 議員

旧役場支所庁舎の利活用について

町長／旧尾之間支所庁舎については令和2年3月を目標に方向性を見極めたい

問 屋久島町支所庁舎活用等検討委員会からの報告を受け、今後どう対処する考えか。

町長 報告書は一定の方向性が示されたものと理解している。建物の耐震性や安全性、老朽化に伴う改修等の必要性も勘案した上で協議したい。

問 旧尾之間支所の現状をどう思っているか。

町長 四階町民ラウンジの落下の危険性や、増築部分のクラックの発生など、安全性の問題に加え、雨漏りや各窓枠からの漏水も頻発するなど傷みがひどいと認識している。また、空調をはじめ、劣化が危惧されている。

問 旧尾之間支所庁舎の利活用に関する今後の検討スケジュール案を示せ。

町長 実務レベルで具体的な検討に入ることとしており、令和2年3月を目標に一定の方向性を見極めたいと考えている。

近海資源等のPRについて

町長／国・県・観光事業者とも協議したい

問 屋久島の更なるアピールのためにも、近海資源や海洋生物等をもっとPRすべきと思うがどうか。

町長 屋久島近海の資源の豊かさと貴重性は高く評価されているが、町としてはこれまで積極的にPRをしていない。指摘のとおり未利用の観光資源の発掘に繋がることは期待できるので効果的な方法について観光協会などと連携し検討したい。

【その他の質問】

集落未来創生事業について

町長／来年度以降も継続する

寺田（てらだ） 猛（たけし） 議員

巡回バスや乗合タクシーの導入は

町長／関係機関との協議を継続する

問 本町も、過疎化や独居老人の増加、高齢者の運転免許返納等に伴い、交通弱者や買い物弱者は、今後更に増加する。地域住民の移動手段を確保するために、利用しやすいバス路線の有り様やコミュニティ循環バスや乗合タクシーの導入などの新たな公共交通サービスを具体的に検討すべきでは。

町長 本町では平成30年から高齢者バス利用カードを交付し、高齢者の経済的負担軽減と社会参加を助長するための仕組みを制度化した。年間4千円の個人負担で島内一円乗り放題で大変好評を得ている。現在の利用者は442名。今後、利用者の声や状況を把握し利用者に寄り添えるものになるように、巡回バスの導入等も研究し関係機関との協議を継続していきたい。

フェリー屋久島2新船建造計画は

町長／公式には新船建造の情報は無い

問 フェリー屋久島2は就航から26年が経過し、新船建造が取り沙汰されて久しいが、宮之浦港の改修と併せて新船就航に向けての現状と展望は。

町長 新船建造計画は、過去に折田汽船から伺った経緯があるが、その後、公式には具体的な計画の情報が無い。

欠航率の減少に繋がる宮之浦港の静穏度を高める改修工事の推進を県に要請しながら、折田汽船には波と風に強い新船の建造を促したい。

フェリー屋久島2

小脇清保（こわききよやす） 議員

懲罰委員会の在り方

町長／妥当な処分と考える

問 最近、2人の職員の不祥事から、2度の懲罰委員会が開かれている。このうち、（森づくり推進員への業務委託料を職員が不正に森林組合幹部に横流しした事件で、）警察に告発をした当事者の推進員に対し、町は納得をする説明をしたのか。

町長 迷惑をかけ不愉快な思いをさせたお詫びをした。

問 この推進員は、森づくり推進員としての活動をしていたのに、事件によって報酬の返還を求められ、名誉を棄損され、（告発したことで）近所づきあいも厳しい状況になったと言っている。町が、この推進員の活動に実態があったことを認めたのであれば、報酬の支払いをしたのか。

町長 検察、警察の調べが進んでいるが、どういう内容か全然把握できていない。解答できない。

問 懲罰委員会は何のためにあるのか。（この事件は、職員が1人の考えで起こしたものではなく、森林組合幹部も関係しているのに、）当該職員が1人で罪を背負っているのではないかと、告発者も心配している。副町長は森林組合の監事でもある。懲罰委員会でその点について議論をしたのか。

町長 そういう議論はしていない。

問 それではこの話し合いは進展しない。委員長をしている意味がない。告発者は納得しないし、副町長の沽券にかけて処置していただきたい。

【その他の質問】

1、アルソック入金機の導入について（無駄である旨発言）
2、新庁舎建設の経済効果は
3、工事中のクラック補修を町が負担した理由
4、新庁舎入り口の石碑を何故入札なしで発注したのか

真辺真紀（まなべまき） 議員

新庁舎の屋根は安全か

町長／定期的な経過観察を行っていく

問 去年の夏に屋根の歪みがあると町民より指摘をうけた。担当課は目の錯覚であると説明していた。

庁舎が建ったら本当に屋根が落ちていた。元庁舎建設推進室長にも、目視できるほど屋根が落ちていますけど大丈夫ですかと聞いたら、設計業者は許容範囲であると言っていると返答があったので、その「許容範囲である」との証明は書面で残っているのか質問したら、残っていないという話だったので到底信用できないと思った。この写真を見て、大丈夫だと思うか。

町長 最大で31ミリという事なので、許容範囲であると理解している。

問 設計者に屋根がたわんでいるという話はいってると思うが、実際に屋根を計測するという話は出なかったのか。

町長 設計者は自分たちの設計に自信を持っているだろうから、私はそういう話は聞いていない。

問 もし屋根をやり替えるとか、そういう結果に陥った時には誰がどのような責任を取るのか。

町長 屋根をやり替えるというような結果になるのか、許容範囲ですよという結論が出るのかがわからない状況なので、今、喫緊に誰がとるのかは申し上げられない。

新庁舎議会棟のたわんだ屋根

岩川修司（いわかわしゅうじ） 議員

豪雨災害について

問 今回の災害場所は。

町長 県道9カ所、港湾1カ所、町管理では、町道14カ所、河川5カ所、農道5カ所、林道5カ所の計29カ所が被災。

問 復旧対策は。

町長 補助事業で公共土木災害復旧事業、単独事業で起債事業の一般単独災害事業債で対応。

問 楠川橋の復旧作業の目途は。

建設課長 本庁と協議、災害査定後に復旧工事にかかる。

危険箇所の再調査について

問 過去に、町道、農道の危険箇所を調査した。再調査、検証をすべき。

町長 危険箇所、集落要望箇所の調査を行った経緯はあるが、今後駐在員会に於いて再度お願いし、調査検証を行う。

問 屋久島町一連の橋梁の数は。

建設課長 町道、農道、林道を含め149。

問 平内地区の河川対策を。

建設課長 現場検証する。

機構改革について

町長 今回の機構改革は、県内の市町村、類似団体市町村、目標とする職員数の規模の市町村を調査し、素案を作成し、見直し、協議を行った。

問 納税意識の高揚を図る上でも税務の課名は残すべきと思うが。

町長 時期に応じた組織体制に改革していくことは考えている。

総合案内所設置について

問 新庁舎に総合案内所を設置しなかったのは。

副町長 設置するか否か検討する。

楠川町道脇の崩落現場

岩山鶴美（いわやまつるみ）　議員

門野医院閉院後の対策は

町長／できる範囲で支援したい

問　門野医院閉院後の対策は

町長　一湊区から門野医院の廃院に伴い、3点についての要望があった。回答としては町では町立診療所として新設することは考えていないが、町立の出張診療所での医師派遣協力ができないかの働きかけの動きの中で、屋久島地区医師会にも事情を話したところ、医師会に加入している医師で何らかの形で支援したいという医師と接触中であり、良い感触を得ているので私も議員と同じ、一湊地区に100年以上も続いてきた地域医療の火は消したくないという思いがあるので、できる範囲で支援していきたいと考えている。まず、町で環境を整えて準備を進めていきたい。

問　町政がバックアップして、地域医療として捉えてやっていただくことが一番なので一日も早く皆さんの気持ちに応えるようにしていただきたい。

少子高齢化についての取り組みは

町長／屋久島高等学校と連携や地域の活性化を図っていく

町長　全国的な傾向と同様、本町においても少子高齢化は加速していくと考える。町では第二次振興計画の事業として、屋久島高等学校と連携して屋久島高等学校魅力化プロジェクトと銘打ち、地域未来留学フェスタへの参加をし屋久島高校と連携して、本プロジェクトに取り組むことで町外生徒受け入れの環境を整えるとともに、地域の活性化を図り、同時に町内遠距離生徒の定期代補助を行うなど全ての学生たちとその家族も生活しやすい屋久島町を目指し、少子化対策として取り組んでまいりたい。

豪雨による被災地を視察

6月議会会期中に議員全員で、5月18日の豪雨災害にて被災した楠川と楠川の町道にかかる橋を視察に行きました。

役場建設課職員が立ち会い、現場にて説明をしていただきました。

町道城の川線 城の川橋

豪雨の影響で壊れた楠川橋

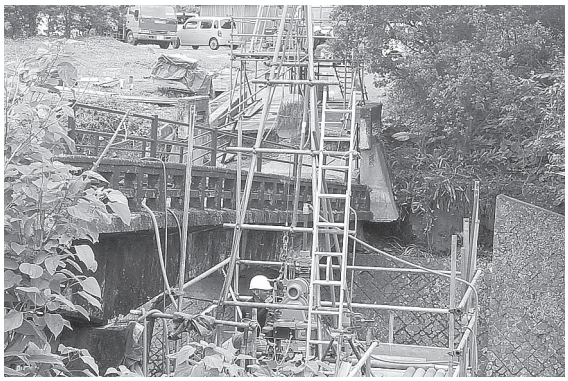

町道楠川宇都線 楠川橋

全員協議会

7月29日

【全員協議会とは】町から政策の補足的説明を受けたり、議員の意思統一を図る会議。

フェリー太陽の新しい船を造る造船所が決まり、議会への上程の前に、契約内容について町から説明がありました

《町の説明》
当日配布された資料に基づき船舶建造に係る契約内容の説明

質疑

□解説□　新しい船を造る業者を選ぶため、平成30年3月に第1回目のプロポーザル方式で募集をしました。1社から技術提案書が出され審査をしましたが、町が要求した条件の内7項目を満たしていなかったため、不採用となりました。その条件のひとつに「満載喫水が3㍍以下」があります。

この「喫水3㍍」についての町の説明は、「譲歩しても3㍍以下であること。ここが一番引っかかり応募者の採用は無理。3㍍は本村港に入るために必要な条件。最低でも3.05㍍まで。専門家の鉄道運輸機構の意見で設定した」といい、「3㍍」は絶対的な条件でした。

平成31年2月の2回目のプロポーザル時の条件にも「満載喫水が3㍍以下」があり、3社から条件を満たす提案がありました。審査の結果、渡辺造船所が選ばれ、同社の提案時の喫水は「2.95㍍」で条件をクリアしていました。

ところが、今回議会に上程された、渡辺造船所との契約締結の資料では、喫水「3.1㍍」となっており、不採用にしたほどの重要な条件であった「3㍍以下」が破棄されていることに、質疑がありました。

業者決定後に条件が緩む

真辺真紀議員　第1回目のプロポーザルの時、喫水は絶対3㍍以下であることと、説明があった。今回、渡辺造船所が選定されたあとに、3.1㍍に変更して再提示してきた提案書を、そうですかと言って飲むのはおかしい話だ。（業者決定後に、条件を緩めるのは）ルール違反だ。

大丈夫だと造船所の説明

企画調整係長　プロポーザルのあとの打ち合わせで、3.1㍍でも大丈夫だという造船所の説明で機構も町も納得をした。

明らかに故意の変更だ

真辺真紀議員　「3.1㍍以下」という条件で他の業者も設計できたとしたら、プレゼンの条件が変わってくる。明らかに故意に後から3.1㍍にしたとしか思えない。渡辺造船所との契約は、町が投げかけた「喫水3㍍以下」の条件と違うので、機構が納得するとか、しないとかではなくルール違反だ。落選した会社にとっても非常に失礼な話だ。

条件変更を他の業者に知らせたか

下野次雄議員　機構が3.1㍍でも支障がないと判断した時に、その3.1㍍を、渡辺造船所以外の参加した業者にも、平等に3.1㍍になりますよというのを知らしめて行ったのか。

企画調整係長　3㍍で募集をしているので、3.1㍍になる事は他の業者には知らせていない。

平等性を欠く

下野次雄議員　平等性を欠く。（3.1㍍でもよいとなったことは）すべての参加者がいるときに説明すべきことではないのか。3.0㍍に合わせて応募したのに、結果を見たら3.1㍍で決まったというのは整合性がない。

本村港の浚渫を頻繁にする必要は

下野次雄議員　口永良部の（本村港に入るのに3.0㍍以下でないといけない）と説明を受けたが、新船が運行した時に、頻繁に浚渫（港の底の土砂を取り去る工事）しなければならないということはないか。

浚渫は定期的に必要

企画調整係長　定期的に掘ってもらわないといけない。

他の2社にも伝えるべき

渡辺千護議員　渡辺造船所に決まってから3.1㍍になったことを他の2社に伝えるべき。

企画調整係長　機構とも検討したい。

榎光徳議員　喫水の件が、情報として2社には伝わっているか。

企画調整係長　連絡していないので伝わっていないと思う。

造船費用の町負担は70万円？

小脇清保議員　（新造船費用について）18億円の船を作って、町の負担は70万円の金利で済むというのは理解できない。起債（借入）の内訳は。

企画調整係長　起債は船舶事業債2億5千9百20万円、過疎対策事業債2億5千9百30万円。

18億円の船がタダのイメージ

小脇清保議員　金利は負担があるから発生する。いかにも18億円の造船が、全て起債だとか過疎債だとかで、ただで造られているようなイメージで町民に宣伝したりしている節がある。実際に町の負担はどれくらいか。

6億円の負担

企画調整係長　過疎債、船舶事業

左上17頁へ続く

【プロポーザル方式】複数の企画提案から、優れた提案を行った設計者を選定すること。

【満載喫水】船に貨物を積んだ時に、最大ここまで沈んでも良いという限界線。

【機構】『独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構』のこと。新造船時に資金面、技術面の支援をしている。

右下16頁から続く

債とは別に、屋久島町として一般会計から8千4百41万3千円、合計で6億2百91万3千円を負担。

小脇清保議員　船舶事業債9億は。

企画調整係長　機構から9億円の融資を受け11年間かけて償還する。償還が全部終わったら船舶は屋久島町のものになる。

小脇清保議員　15億円が町の負担になるのでは。

企画調整係長　負担はそうなるが、運営費の減価償却費として補助の対象になる。（最終的には）実質町の負担は70万円程度になる。

花火の輸送方法は

大角利成議員　花火の輸送は。

企画調整係長　船外に危険物である花火を積載予定。

榎光徳議員　起工式から進水式に予定変更は。

企画調整係長　ない。

霊安室の設置は

日髙好作議員　あらゆる条件で最大定員は150名か。

企画調整係長　そうだ。

日髙好作議員　霊安室は。

企画調整係長　ない。柩は車で運ぶことになる。法律上問題はない。

臨時会

あらまし

7月29日、令和元年第2回臨時会が開催され、上程された1件の議案は原案の通りに可決された。

フェリー太陽の新船 造船所と契約締結

株式会社渡辺造船所（長崎県）総工費18億千500万円

反対議員―造船所を選ぶ過程が不平等。選定をやり直すべき

副町長―法的な瑕疵はない。業界でははよくあること

フェリー太陽の新船を造る造船所の選定について、前頁の「全員協議会」での質疑を経て、引き続き「臨時会」で審議、討論のあと採決されました。

船舶建造工事請負契約の締結について

質疑

プレゼンで評価した船と異なる

真辺真紀議員　プロポーザルの要件は「喫水3メートル以下」が絶対だと何度も示されていた。契約する新船が「3.1メートル」に変更されたことで、船の大きさ自体が変わり、プレゼンで評価したものと同一の船ではない。

ヒアリングと協議の結果だ

副町長　選んだ業者の提案書に基づいてヒアリングを行い協議を行って船型含めた最終案を決定をする流れがプロポーザルだ。選定の過程と結果に、法的な何か瑕疵があるということにはならない。

業者選定後の条件変更は不平等

真辺真紀議員　船の大きさが499トンで喫水3メートル以下という厳しい条件で、参加各社は設計し提案した。絶対「3メートル以下」という条件を、業者が選定されてからひっくり返したのは、他の会社に、非常に不平等だ。明らかにルール違反だ。

この業界ではよくあること

副町長　ルール違反ではない。最終設計書と最終案が若干違うというのは、よくこの業界ではあること。

他社から違う提示の可能性

真辺真紀議員　（プロポーザル募集時に）「喫水3.1メートルでよい」としたら、他の会社から、違うものが提示されていた可能性もある。

後出しじゃんけんのようだ

下野次雄議員　喫水を中心とした形の中で造るのが船造りの基本だ。その喫水がプロポーザルでは3メートル、出来上がってみれば3.1メートルだった、というのは、後出しじゃんけんみたいだ。

港の浚渫を県と協議中

町長　今のフェリー太陽（喫水2.85メートル）の造船当時より港が大分浅くなってきているので、浚渫（港の底の土砂を取り除く工事）を県と協議の最中。毎年浚渫しないと、船も安定的に着けない現状だ。

専門家が色々とやって、3.1メートル喫水でも口永良部、島間は可能としたのだろう。

落選業者に対して説明を

下野次雄議員　落選した2社に対して、誠意として、こういうふうに決まりました、との報告をしてもよいのでは。

町長　配慮が足りなかったということであれば、説明はしたい。

討論

▼反対者の発言

真辺真紀議員　私が委員会で（新船を造るにあたり）本村港の浚渫をしたらどうかと言ったら、浚渫は1回5千万円ほどかかるので、繰り返しやるのは、現実的ではないという答えだった。プロポーザルの条件（が変わったのだから）振り出しに戻し、もう一度きちんと平等性をもったプロポーザルを行うべきだ。

小脇清保議員　本村港を浚渫するのはお金がかかるので、喫水3メートルで仕上げなければいけないという条件を出している。落札した業者が3.1メートルというのは、危険も伴うのではないか。

▼賛成者の発言

石田尾茂樹議員　建造委員会にかかわって参加した3社と質疑応答をした。機構が入って専門的な見地から、色々我々を指導しながら、船長、機関長も入りながら、よりよい船をつくっていく。何も問題ない。

採決

賛成多数で本案は可決

賛成11名、反対4名

【瑕疵・かし】欠点や欠陥があること

全員協議会

6月17日

山海留学生からの訴訟2件目も和解成立

永田小かめんこ留学の留学生が、里親から体罰を受けてPTSD（心的外傷後ストレス障害）になったとして、町と里親が損害賠償を求められた事件は、町と里親がそれぞれ60万円の解決金を支払う等で和解することになり、町から説明がありました

□解説□　屋久島町山海留学

【概況】平成9年（1997）に永田小学校区ではじまり、平成30年度までの21年間に311名を受け入れた。

【5つの留学制度】かめんこ留学（永田小）・まんてん留学（栗生小）・じょうもん留学（八幡小）・黒潮留学（一湊小）・南海ひょうたん島留学（口永良部金岳小）

【実施委員会とは】各校区の校長や教頭、区長らで作る団体（法人格なし）。実際の児童の受け入れをする。

【実行委員会とは】5つの留学制度の連絡調整と募集窓口。事務局は教育委員会。

【町の支援】留学生1人あたり月額3万円補助。里親への委託金は月額7万円。今年度予算額は985万円。

町の説明（抜粋）

請求の内容は、町が本件山海留学事業の実施主体である。（公務員と評価される）里親の違法行為によって生じた損害について損害賠償義務を負う。請求額242万円。

平成30年9月20日の口頭弁論以降6回の弁論準備手続きを経て、5月9日版で裁判所より和解条項案が示された。

町としては基本的に合意する。理由は、関係児童、当事者を証人として尋問の場に立たせるべきではない、I被告両名の精神的負担をできるだけ早急にかい離すべき、実施委員会が訴訟当事者とされた場合、今後の山海留学制度の維持存続のためには当時者に対する配慮が必要、賠償額は不合理なものとは思われないことから、和解条項案におおむね合意した。

質疑

実施主体ではないが責任はある

副町長　実質的に町の事業として運営しているものではない、という主張は認められた。町の責任は、補助金を支出し、事務局である事から責任はあるという事だ。

業務委託にする方向

小脇清保議員　組織図は町に責任があるという内容か。

教育長　組織図はまだ変わっていない。実施委員会の意向は、各実施委員会が主体的に事業を進めるというシステムは残してほしいが、町がある程度の責任を負う形にしてもらいたいと、話がまとまった。実行委員会では、山海留学そのものを業務委託にするのが適切である、という方向だ。

他市では行政の責任をうたう

下野次雄議員　他の市町村は行政に責任があるとうたっているのに、屋久島町は責任がないという、この違いは何か。

教育長　本町は、各校区の実施委員会が山海留学制度を始めた。他の所は、最初から町の関与が強かったという違いだと認識している。

要綱や組織図の変更を検討

副町長　裁判などになった場合は町が全責任を持つという形で組織の要綱を変えるとか、組織図を変えるとか、時間をかけて検討したい。

町の負担は保険制度利用も

下野次雄議員　最終的には町が全ての責任を取るという体制が取れないといつまでも解決できない。町が独自で負担するのも大変だから、保険制度なども一つの策。

山海留学制度そのものは賛成

渡辺千護議員　事態に備えて保険制度はしっかりすべき。留学制度そのものには賛成。

責任の配分も明確にすべき

真辺真紀議員　原告の主張は、事業の責任の所在を明確にしてほしい、再発防止策を取ってほしいという事だ。再発防止策の、里親ガイドブック、サポーター制度の取り組みを、議会に提示を。また、責任の所在が自治体にも一部あるということだから、責任の配分を明確にしておかないと、またもめる。実行委員会で提示された、責任の所在も含めての案も議会に提示を。

研修会をし体制整備も進める

教育振興課長　里親さんのマニュアル、制度の実施マニュアルは既に完成した。サポーターさんの、相談窓口としてのあり方などの研修会をした。来年度の体制整備は進めて行く。今年度は旧体制だが、実行委員会で「お互いが逃げない」、きちんと役割を確認して進めていこうとまとまっている。

今年度の保険加入は

真辺真紀議員　今回被告の里親さんは保険に未加入で弁護士費用や和解金をご自身でお支払するという事か。今年度の里親さんは保険に加入されているのか。

教育振興課長　I被告の損害賠償分については、納得をされたと考えている。今年度の保険加入はJAの保険で対応する。

相談できる仕組みが必要

真辺真紀議員　町が実施主体として、里親が訴えられても情報を得られる仕組みを明確に。訴えられても町にも相談できないと孤立する。お金は保険で補えるが、精神的な面でのフォローが必要。

全員協議会

8月6日

新庁舎の瓦屋根がたわんでいることについて、設計をしたアルセッド建築研究所と坂田涼太郎構造設計事務所より説明がありました

▼設計事務所ー構造上、防水上問題のない範囲

屋根のたわみは室内から梁の高さを計測。結果は、フォーラム棟で最大25㎜。事務棟で最大31㎜。窓口棟で15㎜。議会棟は屋根面からの計測で、最大36㎜であった。耐震、耐風、鉛直荷重に対する安全性を確認し、防水にも配慮している。当面経過観察を行う、と説明がありました。

質疑

小脇清保議員　当面経過観察をするというが、瑕疵（かし）担保責任の1年の範囲か。

設計事務所　たわみの進行は1年から2年くらいで落ち着くので、竣工から2年を目安に見続けていきたい。

真辺真紀議員　梁の間隔が非常に広い上に、採用された材の寸法が小さく細いものだ。これが重い瓦をどのように構造上もたせることができるのか。登り梁は集成材ではなくて、天然木を2本継いで使用されている、この強度はどうか。

構造設計事務所　特に問題の無い断面で母屋を構成している。

屋久島の天然のスギを使って建物を作るという取組から始まっており、登り梁を継いでうまく建物を構成するという事に注力して設計を行った。わざわざ不利な弱いことをあえてやっているという訳ではなくて、色々な条件のもと最適な設計を行った。

真辺真紀議員　建築基準法施行令の36条の3に、「建築物の構造耐力上主要な部分には、使用上の支障となる変形又は振動が生じないような剛性…等々」とあるが、屋根のたわみは、この「使用上の支障となる変形」に該当しないのか。

構造設計事務所　屋根がたわんできて問題になるのは、建具の開け閉めと、防水上、水たまりが出来て思ったところに排水できない等だ。この建物で「使用上の支障」が起きるかと言うと、何も起きないというのが我々の見解だ。

真辺真紀議員　フォーラム棟の屋根は瓦がずれているが、設計上あのように瓦を乗せる図面なのか。

設計事務所　下の軒先の方でたわみが発生しているので、斜めに見たときに瓦がちょっと歪（ゆが）みに見えている。その変形の形がそのまま表れているだけだ。

真辺真紀議員　瓦の葺き方自体が図面通りなのか疑問だ。

設計事務所　本建物を全て同じ条件で葺いているので、そういう事にはなっていない。

真辺真紀議員　フォーラム棟だけ変わった乗せ方をしてあると素人が見ても分かる。

設計事務所　再確認する。

フォーラム棟の屋根

石田尾茂樹議員　簡単に言うとどんな建物でもたわむという事だ。数値的に見れば若干のたわみがあるけれども安全性には問題がない。当面2年間は見守っていきたいということだと理解している。

下野次雄議員　想定内の風速で、例えば台風で40㍍の風が吹き瓦が飛んだ時の責任は誰が取るのか。

設計事務所　10分間平均で44㍍、瞬間で66㍍くらいの風に耐えられる工法だ。それを超えない範囲であれば、何らかの設計の瑕疵だったり施工瑕疵になるかもしれない。

下野次雄議員　責任は誰が持つのか。

設計事務所　設計がまずかったのか、施工がまずかったのかを明らかにした上で間違えている当事者が責任を取るという形になる。

小脇清保議員　2年間の経過観察というが。

設計事務所　基本的には安定するまで見続けるというのが我々の立場だ。

小脇清保議員　この建物に限らず通常そういう観察をされるのか。

設計事務所　何かあったら必ず行くようにしている。

小脇清保議員　その時点で問題が生じた場合はアルセッドさんの責任の範囲内で修復なりするのか。

設計事務所　看過できない状況になった時には、当然そのようなことも考えないといけない。

渡辺千護議員　完成してから住民から屋根のたわみの苦情がいっぱいあった。できればその時点で説明があれば、住民にしっかり説明ができた。これから2年間経過を見て行くが、もし何かあった時の対応もしっかりして頂きたい。

設計事務所　当然だ。

真辺真紀議員　安全上問題ないというが、実際の瓦屋根の見た目がたわんでいる。見た目としてこの建物をどうご覧になっているか。

設計事務所　大きい建物の場合、たわみが木造に関わらずある。見る角度によっていろんな形が見えるが、一般的な見方をしている分には支障がないし、防水上、構造上も問題がない。今のところは静観をしていただいて看過できない状況になったら何らかの対策を考えたい。

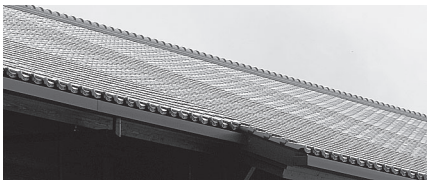

事務棟の屋根

選挙管理委員の罷免決議案

賛成4名　反対11名　罷免は否決

▼**賛成者**ー受任者の弁明を意図的に聞かずに一方的に署名を無効にしたのは、選挙管理委員は公正であるべきを謳った地方自治法に違反する

▼**反対者**ー職務上の違反並びに委員として適しない非行もなく、正義をもって法にのっとり、粛々とその職責を果たしている

□解説□

【3月20日 発議】 3月定例会で、小脇清保議員が屋久島町選挙管理委員4名の罷免を発議した。

提案理由は、平成28年、新庁舎建設計画の見直しを訴える住民団体が、荒木町長の解職請求（リコール）を求めて集めた署名を、町選挙管理委員会（濱崎勝秀委員長）が審査した結果、571名分を無効とした件で、この審査過程において、確認すべきことがある署名について、署名を集めた受任者の弁明を意図的に聞かずに無効にしたことは、選挙管理委員に公正を求めた地方自治法に違反するとして、罷免決議案を上程した。

【5月24日 公聴会】 地方自治法の規定により開催。公募された3人の公述人が意見を述べた。

【6月3日 総務文教常任委員会】 公聴会での意見を踏まえ、委員会で審議。討論を経て採決。罷免に賛成2名、反対6名となり、委員会では否決を決定した。

【6月21日 定例会】 委員会での審議と採決結果の委員長報告のあと、全議員で討論、採決。罷免に賛成4名、反対11名（議長は表明せず）となり、罷免を求めた議案は否決された。

【参考】 地方自治法第182条第1項

選挙管理委員は、当該自治体の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから、普通地方公共団体の議会においてこれを選挙する

公聴会　5月24日

総務文教常任委員会で3人の公述人が意見

公聴会は、総務文教委員会の委員が、公述人のご意見を聞く会です。寺田委員長より応募された3人の公述人に対して、出席への御礼と議事の順序等について説明のあと、ひとり20分以内で述べて頂きました。

（公述人の発言は全文掲載です）

（掲載文は、議会事務局が録音したテープより文字に起こしたものです）

罷免に賛成

公述人　松田正さん

松田正です。問題は2点あると思っています。1点目は署名者だけに問うているという公正さを欠く行動があったと思います。もう1点はリコール署名という非常にリスクの高いというか、書きにくい署名をしてくださった複雑な心境にある署名者に対して、個別の訪問を行うということはすごいプレッシャーになると思います。

全国ほかの自治体でリコール署名があった場合もまだ1件も戸別訪問をやった前例がないというのがその証ではないかと思います。あえて戸別訪問をして、その結果を、おそらく取り下げが増えたことの要因の一つだと思っています。

その2点で、要は戸別訪問をやったという、世界自然遺産の看板をしょってる屋久島が汚点を残したと思っています。その汚点を払しょくするのは罷免以外に方法はないと思っています。以上です。

罷免に賛成

公述人　三輪等さん

78歳。屋久島に来て12年経過いたしました。今回の庁舎建設問題に発した町長リコール運動に関して、その結果選挙管理委員の罷免決議に関わる公述人として公述できる機会をいただいたことを深く感謝いたします。

私は国家公務員として、東京都で40年以上働いた経験から、公務員としていろいろ経験したことから、今回の選挙管理委員が署名運動の署名者に戸別訪問をして、署名について問合せをするという選挙管理委員の公平、公正、中立の立場から逸脱した行為。そして選挙管理委員としてあるまじき行為について意見を述べたいと思います。

署名というのは憲法16条、請願権、署名活動と表現の自由は国民に与えられた権利です。これはご存じだと思います。今回の署名結果は、庁舎建設について町民の意見を表明したものと考えます。3千900名の署名が集まったことは、町長リコールを多くの町民が望んでいるという事の表明になったと考えています。

公平、公正、中立の立場にある選挙管理委員が戸別訪問をして、署名の有無を問うということは、私の経験から言語道断と言わざることと思っております。為政者側の立場に立って、圧力をかけたと思わされる行為と私は思っております。

現在は、民主主義、主権在民の政治体制です。裏を返せば国民、あるいは町民が為政者に対してはっきりと意思を表示し、また意思表示することが住民に要求される時代です。いい加減な気持ちで署名したとは考えられません。

民主主義は手続きです、と学校の社会科で習ったことを覚えています。民主主義は少し面倒なんです。でも今のところこれが最善の方法ですと教えられたことを思い出しました。

一方、今現代は地方創生の時代に

左上21頁へ続く

右下20頁から続く

なりました。これは住民の民度の高い地方自治が要求される時代になっています。地方が主役となっていると言っても過言ではありません。屋久島町は離島ですが、昔と違って海、空、インターネット、物流、スマホ等の通信機器で外の世界に繋がっています。Iターン、Uターンの移住者も増えております。

今回の選挙管理委員会委員のあるまじき行為、公金横領事件など最近のニュースを考えますと、屋久島町の行政に携わる為政者に対して、もっとしっかりやれ、シャキッとしろと言いたくなります。

私は埼玉県のある市で、市体育協会の支部で体育協会理事や事務局長を通して地域のコミュニケーション、スポーツ振興に20年間参加してきました。スポーツのいいところは厳格なルールに基づいて、厳正な審判のもとに力いっぱい競技することです。もし、ルールに反したら金メダルはおろか、選手としての選手生命を絶たれます。それから団体から追放されます。それよりもスポーツそのものが成り立たなくなります。

屋久島は自然の宝を持った島です。世界自然遺産というブランド名をいただきました。屋久島に住んでいる住民のやる気、元気が自然の宝を支えております。やる気、元気がなくなるようなことを、為政者がしていたら、せっかくの宝が持ち腐れになってしまいます。

私は一昨年、栃木県足利学校に行ってきました。足利学校は室町時代に儒教の教えを広めようとして全国に建てた学校です。今でも子ども達が孔子の教えを習字等を通じて、寺小屋式に論語を学んでいます。

それは仁とか、義とか。仁というのはやさしい心。義は大義の義。この間、参議院選挙を同時選挙するかどうか、大義があるかないかというニュースが出てましたけど、その義です。それから信、信頼の信。それから恕、恕というのは思いやりの心。そういうのを教えるのは儒教の孔子の教えです。

それが論語になって２５００年前に孔子が残した言葉が論語です。論語は古い考えと思う方もいらっしゃいますが、現代社会においても立派に通ずるものがあります。

論語の中にこういう言葉があります。聖人和して同ぜず、小人同じて和せず、という言葉を残しています。和というのは平和の和、あるいは令和の和、あるいは和室の和、和みとも読みます。和するという意味は、例えば１００人いれば１００人のそれぞれの考え方や意見がありますが、この考え方や意見を尊重することを言っております。

一方、同ぜずということは、その意味は自分の考え方や意見をしっかり持つことで、むやみに他人の考え方や意見に同調しないということを意味しています。他方、同じて和せず、小人同じて和せずという言葉は、付和雷同という言葉で言い表されていますが、容易に人の考え方や意見に同調すること、和になっていないことを意味しています。

今回の選挙管理委員の行為は責任感や、任務の欠如と言わざるを得ません。何度も言うようですが選挙管理委員の仕事は公正、公平、中立でなければなりません。戸別訪問は何がともあれ委員の逸脱行為です。罷免に相当します。

私は為政者とそれを取りまく人たちで成り立っている付度社会を心配しております。それは決していい社会とは言えません。その結果は、惨憺たる社会になることは昔の戦争時代を思い起こすと、その歴史が示しております。以上です。

（質疑）

榎　光徳委員　1点だけ確認をさせていただきたいんですが、今回の選挙管理員会の動きに関しまして、三輪さんは戸別訪問をされた地域とか、あるいはなぜこういうことに至ったかという、その起因する要因をどのようにお考えですか。

公述人三輪等さん　先日、前回の委員会の議事録を読ませていただきました。この委員会からなぜ訪問したかという詳細が分かりません。書いてありませんので。

それから個別訪問をするということは、私の言いたいことは国民の権利、要するに意思表示した、はっきりしたその、和して同ぜずというはっきりした意見を持っているのが町民一人一人だと、一人一人の人生、経験、何十年生きた経験がその人の意見だと思っております。

それを自分勝手に選挙管理委員が曲解して、こうだろう、あぁだろうということを4人で言ったという話を聞いた時に、これはあらざるべき。

要するにさっきも言ったように、和して同ぜずということは、１００人いれば１００人が異なる意見があります。意見を持っております。ということに対して、署名がなされているという考え方です。その辺をわきまえていると選挙管理委員は。だから公正、公平、中立な立場だと私は思っています。

榎　光徳委員　先ほど三輪さんがおっしゃいました憲法16条はですね、選挙管理委員の公平、公正さ、そういったところは私も十分理解しているつもりなんですが、おっしゃることはよくわかります。

ただ、私は前回の委員会の時に、議事録をお読みになったと思うんですが、当然それに起因する要因は何だったのかとかということを言ったわけですけれど、そこらへんまた今後の自分の中でいろいろ私も勉強していきたいと思います。

公述人三輪等さん　ひとこと言わせていただきたい。私の言ったことは、この議事録に書いてあるやったことは全国では通用しません。

こういうことを、もし東京とか、僕ら埼玉県です、言ったとしたら、これはなんだという答えが返ってくるだけです。１００人中ほとんどの人が、答えが返ってきます。

裏面22頁へ続く

表21頁から続く

屋久島独特のような気がします。結局、海でつながり、空でつながり昔の屋久島ではないんですと言いたいんです、全国区になった屋久島になってほしいという思いもあるわけです。

罷免に賛成

公述人　當麻祥宏さん

2点述べさせていただきます。1点目は今回の罷免理由につきまして、焦点はただ一つ、地方自治法182条に基づき公正であったかということです。

ここに5月14日の総務文教常任委員会の審査記録（※1）というものがあります。みなさんお手元にございますか。そこで議論が進められた内容としましては、今回の罷免の理由とはほとんどかけ離れた議論が進められていると、そのように見受けられます。

内容としましては、期間中に地方裁判所へ意義の申出がなかったから欠席裁判ではないか。また、小脇議員がいかにずさんであったかとかですね、はたして受任者が正規に署名をもらっていたのかとか、戸別訪問の正当性、法的にどうであるとか、そういった云々ですね。まったくもって今回の罷免の理由とは関係がありません。

今回の罷免の理由しっかり読まれていますか。これだけです。もう一度繰り返しますが、罷免理由はただ一つ、焦点ただ一つですね。地方自治法182条に基づいて、公正であったかどうかということです。

地方自治法182条に違反していることが罷免の理由であり、182条は選挙管理員は公正な識見を有する者とうたわれています。公正という意味がお分かりでしょうか。辞書で引くとですね、公正とは「偏りがなく正しいこと」そのようにあります。偏りがなく正しいこと、公正という言葉をもって182条が定められている。

それでは実際に先般の直接請求において、選挙管理委員会はどのような判断を行ったのか、これは議事録のとおりですね。この議事録というのは、先般の選挙管理委員の議事録ですね。署名者に対しては全国例のない戸別訪問までして署名の確認を行い、一方、受任者に対しては、受任者に出頭を求めても本当のことは言わないだろうと、そのようにしたわけですね。

いいですか、片方には一生懸命事実の確認をしました。もう片方には確認しないでいいですよね、というものが残っているわけですね。そのような運用をしたんです。戸別訪問の内容がどうであるとか、憲法上どうだとか、そういうことじゃないんですよ。

この姿勢は誰が見ても問答無用で偏っている。すなわち公正でないこと。182条違反。極めて単純な話なんですね。

時間もありますんで、先日の審査記録（※1）ですね。お持ちですか。こっちの方ですね。ちょっと何点か見させていただきますが、お持ちの方2名ですかね。3名ですかね。4名の方、皆さんお持ちですね。6ページですね、上から3分の1くらいのところですかね。

受任者と署名者の主張が異なり、両方の言い分を聞かなければ判断できないものではありません、これは佐々木職務代理者の発言ですね。両方の言い分を聞かなければ判断できないものではありません、要は片方だけ聞けば分かりますと言ったんですね。そのようにおっしゃった。これが公平さからかけているんですよ。偏っているんです。

あまり例は正しくないですけど、学校の先生がAさんとBさんという2人の事実確認をすると、喧嘩かなんかあったわけですよね。その時にAさんから聞いたから、Bさん確認しないでいいや。わかるから。Aさんから聞けば分かるから。そのようにしているということですね。182条違反ですこれは。

それから9ページですね。上から3分の1くらいのところ。これもまあ一緒ですね。私あえて焦点にあったところだけ抜粋しますが。濱﨑委員長ですね。さっきしっかり申し上げたじゃないですか。聞く必要はないんだと。わかっても聞きなさいというのが182条なんですよ。公平とはそういうことです。わかっていても双方に偏らず聞くことです。

同じく9ページ目の下3分の1ですね。この場合、小脇議員だったかどうなのかということを確認するわけであった。これは署名を求めに来た人が、その人に小脇さんから署名もらいましたか、と言っている。そういう話だと思うんですけど。

これも同じですね。わかっていても小脇さんに事実確認、裏どりしなければいけないんですよ。それをせずして判断をする、主観的に判断する。これをするなと182条でうたっているわけです。

もう一つですね。11ページ。これは岩川委員も一番上の方で同じ表現をされていますね。これは岩川さんは確認ですかね。一番下の濱﨑選管委員長の言葉ですね、受任者の主張を聞くことなく事を進めていたということは職務権限の範囲内であり、これはもう誰が見てもアウトてやつですね。

今地方自治法をお持ちですか皆さん。選挙管理のところのそこだけでけっこうなんですけど。みなさんお持ちですか。地方自治法の181条から始まるんですね。選挙管理委員会の設置及び組織181条。181条は何を言っているかというとですね、選挙管理員を置きなさいよ。4名置きなさいよということを言ってるわけですね。

182条ここでは、選挙管理委員は選挙権を有する者で、人格が高潔で、人格までうたっているんですね。その資質をうたっているわけですね。政治および選挙に関し、公正な識見を有するもののうちから。これは姿勢をまず冒頭でうたったんですよ。公平でなければいけませんよいうことをうたったわけです。

ここに立つにあたって、スターリンの言葉を思い出してですね。

左上23頁へ続く

右下22頁から続く

スターリンの有名な言葉がありますね。皆さんご存知だと思いますけど、「投票する者は何も決定できない。投票を集計する者が全てを決定する。」恐ろしい時代があったものですね。

選挙管理委員会は主観を持っちゃいけないんです。公平であることがまず一番。そこがあって、その上での権限があるわけですね。これが今回なされていないということが、今回の罷免の理由なんです。もう一度論点立かえって罷免の理由というものを考えていただきたいんですね。

2点目ですが、本来こちらの方だけ私述べさせていただこうかと思っていたんですが、5月14日の総務文教委員会の議事録（※1）を読ませていただいて、1点目は絶対に言わなければいかんと、述べさせていただかないといけないとそのような思いで述べさせていただきました。

2点目はですね、万が一この罷免に反対する議員の方がいらっしゃるのであらば、その方は法令を違反しても良いという判断を行うことになると、そのように危惧されます。法令を違反しても良いなんていう日本語がまず成立してないですけどね。これは182条に違反している。それに、この罷免に反対をするということは、法令違反を認めることになるかもしれないですよ。私は法令に違反していると思っています。そのような議員がいることは屋久島町の恥です。

どうぞこの場で、一方には聞いて、一方には聞かないとした、そのことが偏っていないです、という理由をしっかり述べていただきたい。これが焦点ですから。理由なき議決はありません。

繰り返しますけど、一方には聞いて、一方には聞かないとした選挙管理委員会が182条に基づいて公正であったという理由を述べていただきたい。これが論点です。

ほかの戸別訪問やなんやというのは別の場の話です。これは憲法の話であったりとか。

今回の罷免の理由は何度も繰り返しますが、182条に基づく公正であったかどうかということなんですね。この議決というのは今日、傍聴人の方も多いですけど多くの住民が注目しています。

今まさに議員の皆さんの資質が問われていると思ってください。法令違反を認める議会があってはならないんです。議員でなくても我々住民であっても、法律は絶対なんです。

新しい新庁舎ができました。最近私も仕事でよく来させてもらうんですが、当たり前にしっかりと法令に基づいた、責任ある町政を行っていただきたい、そのように思います。以上です。ありがとうございました。

（質疑）

真辺真紀委員　罷免の提案理由とまったくかけ離れたことが弁明されて、やり取りがなされているその議事録（※1）を見たときに、どういう感想をお持ちになったのかお聞きしたいです。

公述人當麻祥宏さん　寺田委員長も、進め方で何回か出てきていると思うんですけど、何度か軌道修正されたのかなと。散ってしまった会話を一つにしようかなと。また反して、せっかくの場なので自由に意見を求めると、そういった議論が進められたのかなと。

正直これ全体14ページですよ。私の中で先ほども述べましたとおり、簡単、単純な話なんですね。14ページ分も話す内容がないと僕は思っています。印象としては、そのようにまったくもって散ったような話がなされたんだなとそのような印象です。

（※1）罷免発議をされた当事者の選挙管理委員長と同管理委員の弁明が委員会で行われた時の記録

（公聴会終了）

このあとは、公聴会の意見も踏まえて、6月3日の同委員会で審議、採決して委員会の結論を出し、6月21日の定例会最終日において全議員による審議を経て、採決されました。

総務文教常任委員会

6月3日

罷免に賛成2名・反対6名

議長の意見のみを掲載。他の議員の意見は定例会の項に掲載。

原案に反対

岩川俊広委員　今回の発議に反対の意見で討論をいたします。

今回の発議第1号屋久島町選挙管理委員濱崎勝秀君の罷免決議については、屋久島町長解職請求に伴う署名簿の審査過程に於いて、公平・公正に審査がなされたかと言うことが問題点であります。

発議請求者が受任者となっている署名簿の審査の段階で署名簿の日付に疑義が生じて選管が調査していますが、受任者は公職である屋久島町議会の所管事務調査の為、平成28年10月24日から27日までの日程で長崎へ視察に出かけています。この視察へは、同委員会のメンバー、事務局2名も同行していますし、委員長報告の議事録にも記されていますので24日より27日の間は島内には不在である事実が証明されます。従いまして、受任者が不在日に集めた署名は第3者が集めた署名なので、この時点でこの署名は無効であります。

また、選挙管理委員会は署名が有効か無効かの審査にあたっては、関係者の出頭及び証言を求める権限を有するとありますが、今回の場合、無効となり得る証拠があるので出頭を求めなくても無効の判断はできます。受任者には出頭は求めずに署名者には家宅訪問をして証言を求めています。

これは公平・公正ではないのではないかという点ですが、問題になっている署名簿については、明

裏面24頁へ続く

表23頁から続く

かな証拠があるわけですから出頭を求めなくても無効と言う判断が出来ます。本来であれば、この時点でこの件の審査は終了だと思います。

署名者への家宅訪問については、「署名を求めに来た人が簿冊に添付してある委任状の人であったかどうかを確認することただ1点」の確認の為だったと選管は述べていますので、公平・公正を欠いているとは思えません。従いましてこの発議1号については反対いたします。以上です。

定例会 6月21日

原案に賛成者、反対者の討論と採決

定例会では、寺田猛委員長から、総務文教常任委員会での審議と4件の議案とも否決すべきものと決定した、という報告がなされたあと、全議員で1件ずつ討論と採決が行われました。

（議員の発言は全文掲載です）

発議第1号、屋久島町選挙管理委員濱崎勝秀君の罷免決議について

▼討論

原案に賛成

真辺真紀議員　原案に賛成の立場で討論いたします。本罷免決議案の提案理由をよく御理解いただきますようによろしくお願いします。委員会審議中や選挙管理委員の弁明の中でも論点のずれが甚だしく、審議のあり方そのものが問われる内容であったと考えています。

罷免決議案の提案理由は、地方自治法182条違反についてです。182条には、選挙管理委員は選挙権を有する者で、人格が高潔で政治及び選挙に関して公正な識見を有する者のうちから地方公共団体においてこれを選挙すると定められています。同じ屋久島町民に対しての平等でない対応は公正ではなく、政治及び選挙に関し公正な識見を有する者には明らかに該当しません。

署名審査中の議事録にはこう記載されています。「受任者に出頭を命じても本当のことは言わないであろう」と。片方には全国でもほかに例がない戸別訪問を実施して事実を確認しました。もう片方には確認しないでよいと判断し、事実確認をしなかったという事実があります。この偏った方法を公正であるとの解釈はとてもできません。よって、選挙管理委員の罷免に賛成いたします。

渡辺千護議員　先程から皆さん言っていますように、地方自治法182条、選挙管理委員会の設置及び組織、選挙管理委員は、人格が高潔で政治及び選挙に関して公正な識見を有する者と示されております。公平・公正とは判断や行動が偏っていないこと。

今回の罷免理由は、182条の中に公正な識見を有す者に反しているということです。ただそれだけです。片方には事実確認をし、片方には何の確認もしておらず、公平でないことが182条の違反です。

6月3日の総務文教常任委員会の議事録の中に、反対意見として、地方自治法74条の3第3項に基づく実質的審査について、実質的審査は、個々の署名が有効であるか無効であるかを職権をもって審査することである。この審査がなくては、市町村の選挙管理委員会は、関係人の出頭及び証言を求める権限を有する。この実質審査にあたっては、選挙管理委員が有効、無効の心証を得るような方法であればよい。例えば、全署名について関係人の出頭証言を求める必要はない。数人の出頭証言によって心証が得られれば、同一の事情に　他の署名全てについて有効、無効の決定をすることができるというふうに書いています。数人の出頭証言によって心証が得られればというふうに入っていますが、誰ひとりとして　出頭を求め、証言した人はいません。

その下のほうの議事録中で、全国で初めて町民の気持ちを配慮した実に屋久島らしい選挙管理委員の行動であったと、私はむしろ称賛に当たるとも思っていますと書いていますが、私からしてみれば、全国で初めて法令、182条を無視し、屋久島町民の気持ちを配慮もせず、実に屋久島らしくない選挙管理委員の行動だったと私は思います。

また下のほうにいきますと、かたくなに解釈を認めようとしないことが理解できません。私は、解釈よりも議員として法令を認めようとしないことが理解できません。

そして、5月14日、総務文教の常任委員会の議事録の中に、佐々木職務代理者の発言の中に、地方自治法74条3に基づく関係者の出頭及び証言を求める場合に、選挙管理委員が当該署名者の住居を訪問して、その場で事情聴取できると解釈しました。これも解釈です。条例じゃありません。法律でもありません。ここは解釈しています。

なおかつ、片方だけ訪問しているだけで、片方には事実確認をしていません。地方182条は、双方の意見をしっかり聞いて傾くことなく聴取することが必要とされております。よって、私はこの理由から罷免決議案には賛成であります。

原案に反対

榎　光徳議員　本件に関しましては、再三にわたる常任委員会、選挙管理委員会の意見陳述、そして、3名の方においでをいただき御意見をお聞かせいただいた公聴会と、多くの議論を重ねてまいりました。公職の身にある選挙管理委員の罷免という最も重大な処分を科す案件であります。

私は、当初より、今回の発議に対し、選挙管理委員会が行った今回のこの行動について、その要因は何であったのか、選挙管理委員会がなぜ戸別訪問までして調査せ

左上25頁へ続く

右下24頁から続く

ざるを得なかったのかという、このことに至る起因は何だったのかをひもとく必要があると申し上げてまいりました。

今回の審議では、罷免理由にありますように、地方自治法第182条の選挙管理委員は選挙権を有する者で、人格は高潔で政治及び選挙に関し公正な識見を有する者のうちから、普通地方公共団体の議会においてこれを選挙するという条項に基づき、公正であったのかなかったのかの議論がなされてまいりましたが、先程も申し上げましたように、公平・公正の議論の前にまず署名活動そのものが法的に根拠に基づいてしっかりなされたのか。なされたとすれば、その確認のための選挙管理委員会による実質的審査の内容はどうであったのか、またその結果に基づいて町民への縦覧や異議申し出の状況はどうだったのか、こうした議論を踏まえた上で判断すべきだろうと考えます。発議者である小脇清保議員は受任者でもあります。

私は、去る3月15日に開催された総務文教常任委員会の中で、発議者に対し、選管の動きがなぜこういうことになったのかという前段の動きについて、どうお考えですかとお尋ねをいたしました。その回答は議事録にもありますように、その審査はここでは関係ないと思います。選管がどうしてこういう動きをしたかということを私に言わせたいわけですかというものでした。私は、それは当然、それに起因する要因であったからこういうふうになったわけで、道義的責任についてどうお考えかということをお聞きしたかったわけでありますと申し上げました。

話を元に戻しますが、受任者が公務出張中で不在の中、第三者が署名活動を行ったことは明らかに違法であります。町民から寄せられた情報をもとに、その確認のための裏づけとして署名者に対し選挙管理委員会が行った聞き取り調査等の実質的審査、そして、審査結果の公表、縦覧等の一連の動きについては、地方自治法186条及び74条の2、3に定義づけられた選挙管理委員会の職務権限で裁量権の範囲であり、何ら問題はないと考えます。

また、7日間の縦覧期間中、異議の申し立てはなされておりません。さきに申し上げました受任者の不在の件につきましては、これまでに裏づけとなる調査及び証言で確認がとれており、出頭を命じる必要はなかったと判断します。

今回の発議は、地方自治法182条に基づく公正性という点で、受任者等に対する事情聴取のあり方が問われていますが、受任者と署名者ではその有効性が大きく異なると思います。受任者の違法性については、先程も述べましたが、署名に応じた当該署名者には何の落ち度もなく、わざわざ出頭を命じなくても選挙管理委員会による聞き取り調査において確認されたことであり、妥当であると思います。

いずれにしましても、今回の案件につきましては、受任者でもある発議者が行った行動、選挙管理委員会が行った行動、そして、第三者による署名を求められた、当該署名者がおかれた立場等を総体的に判断したとき、何ら公平性を欠くものではなく、地方自治法184条の2の罷免に値するものではないと思いますので、本原案には反対をいたします。

岩山鶴美議員　総務文教常任委員会でも申し上げましたけれども、今回の罷免理由は、選挙管理委員会が、「受任者の出頭を求めても本当のことは言わないであろう」と発したことが、地方自治法182条に基づき公正であったかどうかということですけれども、今回の発議者でもあり受任者でもある小脇清保議員がいかにずさんであったかが証明され、裏づけがとれていたから聞く必要がなかった。ただそれだけです。

それは、地方自治法74条の3第3項に基づく実質的審査に、実質的審査は個々の署名が有効であるか無効であるかを職権をもって審査することである。この審査に当たっては、市町村の選挙管理委員会は、関係人の出頭及び証言を求める権限を有する。この実質審査に当たっては、選挙管理委員会が有効、無効の心証を得るような方法であればよい。例えば、全署名について関係人の出頭証言を求める必要はない。数人の出頭証言によって心証が得られれば、同一の事情にある他の署名の全てについて有効、無効の決定をすることができると記されています。選挙管理委員会は、この法の定めるところに従って、公正・公平・厳正に審査を進め、職務を全うしていたと認めます。

発議者の小脇清保議員、賛同者の渡邊千護議員、眞邉真紀議員、そして公述人の松田正氏、同じく三輪等氏、同じく當麻祥宏氏が、それぞれ意見を述べられましたが、松田正氏は、戸別訪問の件を「全国例のない戸別訪問までして、署名の確認を行った。世界自然遺産の看板をしょっている屋久島に汚点を残した。その汚点を払拭するのは、罷免以外に方法はない」と述べていますが、訪問による事情聴取を違法とする法的根拠を何も示していません。

このことは、裏を返せば、全国で初めて、先程千護議員が言いましたが、私が申しました、実に屋久島らしい町民の気持ちに配慮した選挙管理委員会の行動であったと、私はむしろ称賛に当たるとも思っています。その理由は、民事訴訟規則第108条で、出頭、証言を選管が命令するに当たっては、当該署名者の呼出状には出頭に応じない場合の法律上の制裁を記載しなければならず、民事訴訟規則第112条では、偽りの証言には罰則があることを示した上で宣誓を求めることになり、落ち度のない署名者にとってはその心理的、経済的などの負担は出頭命令のほうがはるかに大きく、余りにも酷なものになると判断したからであります。

裏面26頁へ続く

裏面21頁から続く

人の記憶は日々薄れていくものです。もっと簡単に言わせてもらえれば、ルール違反した人が、ルールにのっとってやったことに対し反省することもなく、反論できる期間に反論することもなく、かたくなに公正を欠く、だから違法であるといった抽象的な文言だけで解釈を認めようとしないことがとても理解できません。よって、選挙管理委員会は、何ら間違いなく法の定めるところに従って、公平、公正、厳正に審査を進め職務を全うしていたと思いますし、このことが罷免に値するものでは全くないと思いますので、この件について反対をいたします。

高橋義友議員　付託事件提出者の小脇清保議員の選挙管理委員罷免の理由、5月14日に開催された総務文教常任委員会、そして、5月24日に開催されました総務文教常任委員会での公聴会、それぞれの立場から意見を聞かせていただきました。また、後日、総務文教常任委員会の審査記録も読ませていただきました。

今回の罷免の最大のポイントは、自治法182条、選挙管理委員は公正な識見を擁する者と定められていますが、今回の町長解職請求に対しその事実を管理する選挙管理委員会の職務が自治法184条2第1項の罷免に値する職務違反があったのかが大きな論点ではないでしょうか。

まず選挙管理委員会は、町長解職請求において2016年10月31日に提出された町長リコール署名簿の審査を自治法74条の2項、署名の証明、縦覧により20日以内に審査を行い、署名の効力を決定し、その旨を証明しなければならないと決められております。

審査の過程で、小脇清保議員が不当な署名活動をしていたとの情報があり、情報の信憑性を確認するために小脇議員が収集した署名簿の再点検、小脇議員の出張命令簿と、さらに疑義が発見された署名者宅を訪問し、事実関係を確認したとのことです。この調査方法は、地方自治法74条の3署名の無効及び関係人の出頭証言によるものです。この調査の段階で小脇議員の疑義が確認され、収集簿冊ナンバー74号の署名者19名中16名を無効として縦覧に供しております。

また、簿冊ナンバー75号については、署名者19名中15名分は有効であり、4名が無効にされています。その後、選挙管理委員会は署名を関係人の縦覧に、そして1週間の閲覧期間を設けていましたが、小脇議員から異議の申し出はなかったと伺っております。異議の申し出がなかったということは、認めたということではないでしょうか。

確かに、地方自治法182条に基づいて公正をいうならば、署名者だけではなく、受任者にも公平に話を聞くべきだとは思いますが、選挙管理委員会は自治法74条の3項の調査の過程で受任者の疑義の事実を確認していますので、その人たちの聞き取りでもよかったんじゃないかと思います。

よって、今回の罷免決議に関しましては、自治法の184条の2（罷免）普通地方公共団体の議会は、選挙管理委員が心身の故障のため職務の遂行に耐えられないと認めるとき、または選挙管理委員会に職務上の義務違反、その他選挙管理委員たるに適しない非行があると認めるときは、議決によりこれを罷免することができるとうたっていますが、今回の付託事件第1号は、自治法の184条2項の罷免理由には該当しないと思います。よって、今回の発議1号の罷免決議には反対をいたします。

石田尾茂樹議員　疑問点が3つあります。なぜ平成28年の選挙管理委員会の議事録を持って、このタイミングで発議をしたのか。5月14日、6月3日の総務常任委員会と5月24日の公聴会を傍聴する中で、起因することは関係ない、罷免理由から判断すべきとの趣旨の発言、小脇議員の罷免の理由の中に、ちなみに戸別訪問を実施したのは、日本国内で唯一屋久島町選挙管理委員会だけという、他の自治体では類を見ない行動であるということであります。

この選挙管理委員会の罷免は、なぜ選挙管理委員会が調査したのか。それは、起因する小脇議員が不当な署名活動をしていたという情報からであります。選挙管理委員会は地方自治法の定めるところで調査を行っています。平成28年10月31日に町長解職請求の名簿が提出され、地方自治法第74条の2に基づき、署名の効力の決定、縦覧、異議申し出期間として失効していますが、小脇議員から異議申し立てはなく、平成28年10月24日から、私も小脇議員と所管事務調査で10月27日まで長崎から熊本の菊陽町に出向いていますので、10月25日の署名が存在するはずがありません。よって、異議申し立てができるものではなく、地方自治法施行令第94条の2の定める請求者代表者の委任状を付した署名簿ではないことは栗生での戸別訪問で明らかになっています。

地方自治法73条の3の③では、市町村の選挙管理委員会は、署名の効力を決定する場合において、必要があると認めるときは関係委員の出頭及び証言を求めることができると定めていますが、小脇議員は所管事務調査のため不在であり、この条文は適用しないと判断され、罷免理由の平成28年11月7日に開催された第8回臨時選挙管理委員会の議事録をもってしても全く論外です。

また、罷免理由として、地方自治法182条をもって公平・公正ではないと言っていますが、選挙管理委員会の罷免は地方自治法184条の2、心身の故障または職務の執行に耐えないと認めるとき、選挙管理委員に職務上の義務違反、その他選挙管理委員にあるに適しない等があると認めるとの明確に2点であります。委員は、この規定に定

左上27頁へ続く

右下26頁から続く

める場合のほか、その意に反し、罷免されることはないとなっています。私は、選挙管理委員会は自治法を尊重し、遵守し、公平公正を期するため調査したものであり、屋久島町選挙管理委員会の罷免の発議には反対いたします。

また、選挙で選ばれた町長の解職の署名の収集を受任者でないものに託す、集めればいい、そんなに軽いものなのであるのか、議員が指導する立場にありながら不正な署名活動を行ったことが残念であり、怒りを覚えます。また、まじめにコツコツと署名活動を行った受任者に対し、ある意味、裏切り行為ではなかったかと申し添えて終わります。

岩川修司議員　この発議第1号は、総務常任委員会に付託され、182条が争点となり、私は時間をかけて十分に審議をされ、採決に至ったと考えております。

過半数議決の原則、すなわち、半数より多い数で決める。半数を超える賛成があれば、全会一致でなくてもそれを全体の意思とみなす原則であります。この原則は、民主政治の基本ともいえます。したがいまして、私、総務常任委員会の議決を尊重いたしまして反対の意を通します。

真辺有次議員　本件については、5月14日開催された総務文教常任委員会時の選挙管理委員会委員長並びに同委員会職務代理者による意見陳述を傍聴しました。また、5月24日開催された同常任委員会も傍聴しました。さらに、その後、両会議の審査記録も何度も読みました。そこで、本件についての私の意見を述べます。

そもそも今回の罷免動議に至った起因は、町長解職請求にかかる署名活動のあり方について、違法な署名活動が行われているとの情報が選管に寄せられ、選挙管理委員会はその事実関係を確認しました。これに伴う選管委員が行った調査は、戸別による署名者の聞き取り調査のみで、受任者に対する調査を行わなかったことは一方的で平等でない、対応は公正でないというものであります。

しかし、地方自治法第74条の3の3に規定する無効署名等の条項には、市町村の選挙管理委員会は署名の効力を決定する場合において必要があると認めるときは、関係人の出頭及び証言を求めることができるとなっており、ここでの出頭及び証言を求めることができるは、求める必要がないものは求めなくてもよいと解されます。

このことから、当該選挙管理委員会は疑義があるとする署名簿の確認並びに署名者の意見聴取を終えた段階で同法第74条の3の第1号に規定する法令の定める正規の手続によらない署名であるとの判断に至ったものであります。

よって、署名が明らかに正規の手続によらない署名との結論に達すれば、本事案に係る当該選挙管理委員会の決定は何ら瑕疵はなく、合法であると考えます。また、同法第184条の2の罷免についての条項は、選挙管理委員に職務上の違反、その他選挙管理委員たるに適しない非行があると認めるときと規定されているが、当該委員は、職務上の違反並びに委員として適しない非行もなく、当該選挙管理委員会は正義をもって法にのっとり、粛々とその職責を果たしていると思います。したがって、当該選挙管理委員会の判断と決定事項については、法第184条の2の条項には当たらないと考えます。

以上のことから、屋久島町選挙管理委員の罷免決議についての発議第1号から第4号までの平等でなく、公正でないとする罷免の理由には当たらないと考え、原案に対して反対するものであります。

日高好作議員　まず、発議者、それと賛成議員、この方々が議事録を見ますと、発言しているのは182条、どうせ本当のことは言わないであろうと、その1点だけということで解釈できるのかなと。その点について、確かに、言葉が適切かどうかというのは議論の余地はあると思いますけど、それだけをもって182条の適正に欠けるという判断というのは、いささか乱暴な部分ではないかなというふうに思っております。

公平公正に欠くという部分では、やはり確かに、同僚議員も申しているように、聞く部分もあってもよかったのかなという部分はありますけど、当然、法的には異議の申し立てという1週間の期間を設けて反論の場は設けられていますので、私は、法のもとでは公平公正であるというふうに個人的には思っております。

また、議事録の佐々木職務代理者の署名の有効、無効の調査判断には、法令上、具体的な定めはなく、かなりの程度選管の裁量に任されている。本件においては、署名者の署名行為自体を問題とするものではありません。受任者と署名者の主張が異なり、両方の言い分を聞かなければ判断できないものでもない。実際に署名を求めに来た人が簿冊に添付してある委任状、その人であったかどうかを確認する。ただ1点ということで、私は74条で選管の職務というのは適正に行われたというふうに、そういうことでこの提案に対して反対をいたします。

▼採決

原案に賛成者少数。本案は否決。

原案賛成者（罷免に賛成）4名
小脇清保（発議）真辺真紀　渡辺千護
下野次雄

原案反対者（罷免に反対）11名
岩川修司　寺田猛　日高好作
高橋義友　真辺有次　榎光徳
石田尾茂樹　大角利成　上村富士高
岩山鶴美　相良健一郎

・屋久島町選挙管理委員佐々木義政君の罷免決議について
・屋久島町選挙管理委員永野武君の罷免決議について
・屋久島町選挙管理委員中村篤男君の罷免決議について

以上3件　否決。

社会福祉法人 愛心会 グループホームやくしま

希望や想いを形にできる支援を

原

家庭的な生活を

屋久島の豊かな自然環境の下で、高齢者の方々が安心して安らぎのある家庭的な生活をお過ごしいただけるよう、グループホーム屋久島を開設いたしました。

平成16年にA棟を開設、その4年後にB棟を開設し現在2ユニットでグループホームやくしま職員行動指針の下、運営させて頂いています。

施設の外観

活動内容としては、日常的にホーム周辺を散歩したり、個々の希望で出身地域へドライブに出かけたりしています。それに合わせ、毎月四季に合わせた計画を立てて、初詣や花見、やまんこ公園へ遠足などに出かけたり、ホーム周辺で取れる竹の子やツワなどを一緒に取りに行き、料理の下ごしらえの手伝いなどもしています。

また地域との関りを大切にし、近隣の幼稚園、小学校との交流やボランティア、学生による職場体験の受け入れなどを積極的に行っています。

ご家族様用に広報誌を発行

随時、認知症についての相談も行っています。ご家族にもホームでの活動を知っていただくために、3カ月ごとにご家族様用に広報誌を発行しています。

流しそうめん

これからも一人ひとりが職員行動指針を忘れずに、ご利用者様、ご家族様が『最後までグループホームやくしまで良かった』と思えるようなグループホーム創りを目指します。

外出の機会をもっと増やしたいと考えているのですが、車いすでの行動が多いため行ける場所が限られてきます。また高齢者の中には、歩けるが足腰が弱く歩行が不安定でちょっとした段差でつまづいたり、階段が上がれなくて連れて行ってあげたくてもいけない場所が多々あります。バリアフリーの充実や、もっと高齢者が行けるような屋内施設を作っていただきたいです。

グループホームやくしま行動指針

◎個人個人に合わせた残存機能の活用を積極的に行います。

◎1日1回以上、利用者様に大笑いしていただきます。

◎ご本人の希望や想いを形にできる支援を積極的に行います。

◎ボランティアの受け入れや地域行事への参加など、より地域に根ざしたホームにします。

◎丁寧で優しい言葉使いを心掛けます。

◎目配り、気配り、心配りを、入居者、職員間、来園者に対して行います。

議会の傍聴にお越しください

▼新庁舎議場

だれでも自由に傍聴できます。受付簿に住所、氏名をご記入いただくだけです。

▼庁舎内でライブ配信もします

編集後記

6月定例会は新庁舎議会棟での初めての定例会開会でした。新しい議場で改めて身が引き締まる思いと共に、内容が充実した会議となるよう願う気持ちを強くしました。議会は行政の追認機関ではありません。立派な議場に見合った審議をしていく必要があります。（真紀）

編集責任者
議会広報委員会
委員長　真辺真紀
副委員長　渡辺千護
委　員　下野次雄
委　員　小脇清保
発行責任者
議　長　岩川俊広

お詫びと訂正

第46号の福祉施設紹介の記事で、見出し『屋久町時代に開設して53年』と記載したのは、『23年』の誤りです。お詫びして訂正します。

屋久島町 議会だより
第47号
2019.9 発行

発行：屋久島町議会　編集：議会広報委員会
〒891-4207　屋久島町小瀬田849番地20　電話 0997-43-5900　FAX 0997-43-5905（議会事務局）
議会メールアドレス gikai@town.yakushima.kagoshima.jp　屋久島町ホームページ http://www.town.yakushima.kagoshima.jp
⇦議会事務局メールアドレス